

平成29年田原本町議会第4回定例会

平成29年12月7日

(第2日)

田 原 本 町 議 会

平成29年 第4回 定例会

田原本町議会会議録

平成29年12月7日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番 梶木裕文君	2番 山田英二君
3番 寺田元昭君	4番 村上清司君
5番 牟田和正君	6番 森井基容君
7番 安田喜代一君	8番 古立憲昭君
9番 西川六男君	10番 竹邑利文君
11番 吉田容工君	12番 植田昌孝君
13番 松本美也子君	

1, 欠席議員 (1名)

14番 小走善秀君

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本定嗣君 局長補佐 森惠啓仁君

1, 地方自治法第121条第1項の規定により出席した者

町長 森章浩君	町長公室長 植田知孝君
総務部長 持田尚顕君	住民福祉部長 中屋敷晃弘君
産業建設部長 森博康君	上下水道部長 谷口定幸君
総務課長 森里義則君	監査委員 井上喜一君

教 育 長 植 島 幹 雄 君 教 育 部 長 竹 島 基 量 君
会 計 管 理 者 三 浦 明 君 農 業 委 員 会 中 井 良 司 君
事 務 局 長

平成29年田原本町議会第4回定例会議事日程

1 2月7日（木曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 9番 西川六男 議員

1. 防災体制の強化について

町民の皆様への伝達方法としての「聞こえにくい」「分かりにくい」
防災無線の改善を！

2. 幼稚園の園舎の耐震問題について

- (1) なぜ国の補助金等を活用して“新築”しないのか？
- (2) 北幼、東幼の“危険”と診断された園舎はどうするのか？

3. 愛和会事件に対する対応について

田原本町監査委員の指摘にどう取り組むのか？

4. 田原本町の子どもたちへの教育、特に人的資源を充実するために

- (1) 標準法に基づく定数は「講師」ではなく、「教諭」の確保を！
- (2) 町費による講師・少人数指導教員・支援員の継続配置を！
- (3) 教職員の長時間勤務の改善を！

5. 子どもたちの教育環境の施設・設備を充実するために

- (1) 老朽化した小・中の校舎の計画的な新築を！
- (2) 教室にエアコンの設置を！
- (3) 洋式トイレの設置・増設を！

6. 副町長の不在について

副町長人事について議会への提案時期は？

2. 4番 村上清司 議員

豪雨・水害対策について

- (1) 水害対策のハード面の取り組みについて

(2) 水害時の活動体制について

3. 11番 吉田容工 議員

1. 政治倫理条例について

(1) 政治倫理条例に抵触すると思われる業者にどのような対応をされるのですか？それとも、業者の自主的対応に委ねるのですか？

(2) 下請け工事を請け負っていないかどのようにチェックされていますか？

2. 水銀規制について

(1) 町はどのような対応をされますか？

(2) 分庁舎や体育館、学校のLED化をどのように考えておられますか？特に、水銀電球交換をどのように考えておられますか？

3. 水害対策について

(1) アンダーパス通行止め時、どのような対策をとりますか？

(2) 町はアンダーパス水没の要因をどのようにとらえていますか？烏米川からの取水を事前に手動で止める対応を検討しますか？

(3) 警報が出るまでに事前に対応するよう改善するつもりはありますか？どのような対応をしますか？

(4) 台風21号による雨に対して、この間推進された田んぼダムの効果はどれだけ発揮されたのですか？

(5) 水害を防ぐための抜本的な対策を実施しますか？どのような対策に組みますか？

4. 2番 山田英二 議員

法令遵守推進条例について

(1) 本町の「法令遵守」についての見解は

(2) これまでの本町の対応と条例制定後との違いは

(3) 法令遵守の推進体制は

5. 8番 古立憲昭 議員

1. 2018年度介護保険改正について

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進について

①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能等の取り組みの推進

②医療・介護の連携の推進

③地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保について

①2割負担者のうち特に所得の高い層の3割負担

②介護納付金への総報酬割導入

2. 学校給食無償化について

学校給食無償化について

3. 学校の空調（冷房）設置について

学校の空調（冷房）設置について

6. 1番 梶木裕文 議員

1. 賑わいと活力のある田原本町について

(1) 田原本町生涯学習センターの活用について

(2) 道の駅「レスティ唐古・鍵」、唐古・鍵遺跡史跡公園について

2. 清掃工場跡地活用について

(1) 清掃工場跡地活用について町の考えをお尋ねします。

(2) 解体後の地質調査について

7. 13番 松本美也子 議員

1. 誰もが輝けるまちづくりのために

(1) 「発達障害者支援法」の改正をふまえて

①幼稚園、保育園、小・中学校に通う対象児の人数は

②職員等への研修について

③町民の認知と理解のための取り組みについて

④きれめの無い支援体制について

(2) 「移動式赤ちゃんの駅」貸し出し事業について

2. 災害に強いまちづくりについて

(1) 災害時安否確認シール、避難所カード、使用方法が印刷された保管用
クリアファイル3点の配布について

(2) 台風21号の経験を活かした災害に強いまちづくりについて

○総括質疑（議第59号より議第71号までの13議案について）

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○議長（植田昌孝君） ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

一 般 質 問

○議長（植田昌孝君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により3回を超えることはできません。

それでは、質問通告順により順次質問を許します。9番、西川議員。

（9番 西川六男君 登壇）

○9番（西川六男君） 議長の許可をいただきましたので、町民の皆様を代表して質問いたします。

最初に少しお断りをしておきます。既に提出いたしました質問の原稿につきましては、趣旨は変更しておりませんが、表現を一部割愛しておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

先般、10月に台風21号による警報が発令され、町内も大きな被害を受けました。その中で防災無線による町民への伝達に、聞こえにくい、わかりにくい等の意見が町民の皆様方から多く寄せられております。

防災無線による緊急地震速報（訓練報）についての平成25年6月のアンケート調査結果でも、放送自体が聞こえたのは約8割であったが、内容をどうにか聞き取れたのは半分程度、内容まではっきりと聞き取れたのは3割弱という結果でした。そのため、今後もさらに町民の皆様方に正しく情報を伝達するための改善が必要だと考えます。例えばこのために、三宅町などが実施しているような各家庭に防災無線の受信機を設置するなどの方法も考えるべきだと思います。今後どのような改善に取り組まれるのか、方針をお聞きしたいと思います。

また、メディアの活用について、地方公共団体による災害避難情報を配信可能としたNTTドコモなどのエリアメールを桜井市、広陵町などが発信されております

けれども、田原本町はこの手段の活用を検討すべきであると私は考えますが、町のお考えをお示しいただきたいと思います。

田原本町では、4年前の平成25年から実施した幼稚園の園舎の耐震診断で、震度6以上の地震で倒壊・崩壊の危険がある、倒壊・崩壊の危険性が高いとの診断が全11棟のうち10棟で出されました。しかし、町は1年前の平成28年度から耐震工事に取り組みました。震度6程度の地震で耐震性があるとするI s値0.7以上まで工事を行う場合には、国から補助があります。しかし、町は、国が倒壊・崩壊の危険があると指摘する0.3以上までの補強工事をまず町単独のお金で行い、その後、安全基準とされる0.7以上まで耐震工事を再度、町単独のお金で行っておられます。例えば南幼稚園では、昨年度及び本年2回に分けて、合計1億100万円余りの町費をかけて耐震工事を行われました。

建設後56年も経過した園舎もあり、待機児童ゼロのために町立町営の認定こども園の設置を見据えて新築することを私はこれまでも提案してまいりました。なぜ、国の補助金等を活用して新築をしないのか、ご説明をいただきたいと思います。

現在、北幼稚園の園舎は倒壊・崩壊の危険があると平成27年度に診断が出ておりますけれども、平成29、30年度に耐震化の計画は立っておりません。また、東幼稚園北館は町内の園舎で最悪のI s値0.01の倒壊・崩壊の危険性の高い建物で、現在、使用中止にして放置したままであります。この2園についてはどのように対応されるのか、説明をいただきたいと思います。

次に、愛和会の事件について質問をいたします。

地方自治法に基づき、監査委員井上喜一氏、竹邑利文氏が定期監査を実施され、その結果を平成29年7月に公表されました。そして、その中でこども未来課にかかわり、次のように指摘をされておられます。「町が平成9年度より社会福祉法人愛和会に委託して宮古保育園で実施してきた地域子育て支援拠点事業の平成27年度事業の委託料精算報告の中に、偽造された領収書が含まれていることが明らかになった。また同じく、実績報告のチェック過程で、求められている職員配置が適正に行われていないことが明らかになった。しかし、平成26年度以前の支出経費及び職員配置等の実績の精査はまだ行われてはいない。また、町内の保育園3園は全て愛和会が経営しており、同じ契約方式で一時預かり事業、病児・病後児保育事業

も拠点事業と同様、愛和会に委託をしているが、愛和会の経理は本部での一括処理であり、これら委託事業にかかわる支出経費及び職員配置等の精査にはまだ着手していない。さらに、保育所運営費補助金の2歳未満児保育事業及び特別支援保育事業にかかわる支出経費及び職員配置等についても精査が必要であるが、そのための事務が始まっているとは言えない。したがって、愛和会にかかわるこれらの調査を過去にさかのぼって改めて厳密に行い、不適正または虚偽の報告が行われていることが明らかになった場合には、既に愛和会に渡っている委託料、補助金等の返還のための必要な処置を講じられたい。この愛和会に対する委託料、補助金などの実績報告などの精査は、膨大な事務量になる。町としてプロジェクトチームを組織して、短期間のうちに精査業務を完了させ、結果報告を町民にわかりやすく説明することによって、一日も早く失われた町行政に対する信頼を回復すべきである。以上の改善を要する事例が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。」としておられます。

森町長にお聞きをいたします。愛和会の元理事長が有印私文書偽造・同行使容疑で平成28年11月に逮捕される事件から約1年が経過いたしましたけれども、愛和会の事件に対する監査委員の指摘に対して、町長はどのような必要な措置を講じられるのか、お聞きをしたいと思います。

さて、請求しました資料によりますと、田原本中学校、北中学校では、法に基づく配置すべきと決められた定数内の教員枠に、原則として1年だけ勤務をする臨時の講師の教員を採用して3年生の学級担任を持たせているが、いかがなものでしょうか。1年だけ務める講師では、教科指導、学級指導や進路指導で保護者の信頼を得るには課題が多いと私は考えます。

また、町内小・中学校の特別な支援を要する児童・生徒の学級の担任に5人が定数内であるにもかかわらず、講師を充てているのもいかがなものでしょうか。町内には法に基づき配置すべきと決められている定数の教員に15人の1年契約の講師が配置をされております。このことは1年ごとに先生が変わってしまうこととなります。教職員の標準法に基づき、配置すべき教員の定数については、1年契約の臨時の講師ではなく、正規の教員である教諭の確保をすべきであると私は考えます。田原本町の子どもと教育に責任を持つべき教育長として、この状況を是正するため

に、3月末教職員人事にどのように取り組まれるのか、お聞きをしたいと思います。

どの子にも行き届いた教育をするために町費による講師、少人数指導教員、支援員の継続配置をすべきと私は考えます。お考えをお聞きしたいと思います。

教職員が長時間勤務になっておりますけれども、教職員の健康の保持、そして教育活動への支障を防ぐためにどのように改善をするのか。そのために中学校の部活動の改善と指導講師を派遣すべきであると私は考えます。教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

さて、小・中学校の校舎が老朽化しております。これまで耐震補強や改修の工事は行われてまいりましたけれども、例えば田原本小学校の東館は今から58年前、本館は57年前、田原本中学校北館は56年前に建築された校舎であります。子どもたちに最先端の教育環境を与えるために、計画的に校舎を新築すべきであると考えます。教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

猛暑で室温が35℃を超える日もあり、熱中症も懸念されております。また、梅雨には大変湿度が高くなっております。多くの市町村が学校にエアコンを設置する中、子どもたちが快適に、そしてしっかりと勉強できるように田原本町も教室にエアコンを設置すべきであると私は考えます。予算編成に向けて、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

学校では各トイレに1つしかない洋式トイレに子どもたちが並ぶ姿が見られるようであります。生活様式の変化に合わせて、引き続き洋式トイレの設置、増設を行うべきだと考えます。教育長のお考えをお示しいただきたいと思っております。

副町長の不在について質問いたします。

前副町長は平成28年9月議会、12月議会を体調不良による長期離脱で議会を欠席、12月末で一身上の都合により辞職いたしました。平成29年3月議会、6月議会、8月議会、そして今回の12月議会に副町長が不在で1年3カ月余り、議場の副町長席が不在になった状態が続いております。

また、町民の生活にかかわる重要な予算の編成の時期である12月に、2年続きで町長を補佐すべき副町長が不在であります。この間、阪東議員、竹邑議員が副町長の不在について質問されました。これに対して、森町長は、「前副町長の体調不良による長期離脱や一身上の都合による辞職で、部長、課長をはじめ各課職員には

的確な行政推進のために、文字どおり知恵と汗を絞ってこれを進め、ピンチをチャンスという思いで取り組んでいる。私が考えるところは数合わせのような人事配置をしないということであり、我が目で見た上で人選することを考えております。」と答弁をされておられます。森町長はいつの時期までピンチをチャンスとして捉えておられるのか、いつの時期まで森町長の見た目で人選することを考えられる予定なのか、お聞きをしたいと思います。

以上で質問を終わります。なお、再質問は自席で行います。

○議長（植田昌孝君） 町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 9番、西川議員の第6番目、「副町長の不在について」のご質問にお答えいたします。

平成29年第1回及び第2回定例会におきましても答弁をさせていただいたところでございますが、本町をよく理解して本町のために尽力し、職務を遂行できる人材を選任したいという考えに変わりはありません。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 教育長。

（教育長 植島幹雄君 登壇）

○教育長（植島幹雄君） 続きまして、第4番目、「田原本町の子どもたちへの教育、特に人的資源を充実するために」のご質問にお答えいたします。

まず、教職員の定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、児童数及び学級数に基づく基礎定数と少人数指導や人権教育推進など単年度措置の加配による加配定数、これを合わせ、教職員定数と定めております。

定数内の教員を全て教諭で配置したときには、次年度、単年度措置の加配が継続できなかった場合、教諭のいずれかが異動せざるを得ない事態となるため、定数内講師につきましては、県教育委員会、町教育委員会、当該学校の校長とが連携をとりながら全体の人事の状況を踏まえ、適切な措置に努めております。しかしながら、議員お述べのように、定数内における教諭の配置は円滑な学校運営の推進に非常に

重要なことであると認識しておりますので、今後も可能な限り教諭が配置できるよう、県に要望してまいります。

次に、町費による講師、少人数指導教員、支援員の継続配置につきましては、本町では町費により、小学校にいじめ不登校特別支援教育支援員と学校支援員を、中学校にはいじめ不登校対策指導員、特別支援教育支援員を配置しております。また、教科担当の非常勤講師を北、田原本、平野小学校及び両中学校に配置しております。さらに、免許外教科担当を解消するための非常勤講師を北中学校に配置しております。教職員がこれらの講師や支援員と連携、協働し、円滑な学校運営が維持できております。しかしながら、これも今後、継続配置できるよう努めてまいります。

次に、教職員の長時間勤務の改善につきましては、校長の方針のもとに教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら学校運営をしていけるよう、校務分掌の見直しについて指導しているところでございます。

部活動の指導による中学校教員の超過勤務が全国的に問題となっている中、国はことし4月1日から学校教育法施行規則を一部改正いたしまして、外部人材が中学や高校の部活動を指導したり、生徒を大会に引率したりできる部活動指導員を規定いたしました。これを受け、来年度から部活動指導員の配置に係る経費の一部を国が補助する部活動指導員配置促進事業を予定しており、本町も当該事業に申請しております。

この部活動指導員の配置も含め、今後も国や県の動向を注視し、教職員の勤務時間をしっかり把握するとともに、その長時間勤務の改善に努めてまいります。

次に、第5番目、「子どもたちの教育環境の施設・設備を充実するために」のご質問にお答えいたします。

まず、小・中学校校舎の計画的な新築につきましては、議員お述べのとおり、本町の小・中学校には昭和30年代に建設されたものがあり、幼稚園も含め、ほとんどの学校施設は建築後、相当年数が経過し、老朽化が進んでおります。今後、耐用年数の到来に伴う学校施設の更新時期を迎えることとなりますが、施設整備には多額の費用を要し、また、その時期が一定期間に集中することから、本町財政への将来的な影響が懸念されます。

次に、教室へのエアコン設置につきましては、これまで多くの方々からご質問あ

るいはご要望をいただいております。気温が長期的に上昇傾向にある中、将来にわたって良好な学習環境を保つために、空調設備を整備することは非常に重要な課題であると認識しております。

次に、洋式トイレの設置、増設につきましては、これまで耐震改修に合わせて実施するなど計画的に取り組んでおり、衛生面だけではなく、児童・生徒の健康面にも関係いたしますので、引き続き取り組むべき課題であると考えております。

こうした学校施設の課題につきましては、教育委員会といたしましては、昨年度策定されました田原本町公共施設等総合管理計画の個別施設計画である学校施設の長寿命化計画の策定に、今年度と来年度の2カ年で取り組んでまいります。この計画は、現在の学校施設の状況を十分に把握して、子どもたちが安心・安全で継続的に学校施設を利用できるよう更新し、長寿命化改修などの中長期的な整備を計画的に行うことにより財政負担の軽減、そして平準化を図るためのものであり、校舎の改築、空調設備の整備、トイレの洋式化など、優先順位づけなどについても計画策定の中で検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 続きまして、第1番目、「防災体制の強化について」のご質問にお答えいたします。

防災行政無線は、災害時の情報伝達手段の一つとして、町内46カ所に設置した屋外スピーカーにより、防災情報等を放送するものです。さて、防災無線の聞こえ方は、風雨を伴う天候や風向き等の気象条件、スピーカーからの位置、また建物の中など聞く場所の環境により一定の制約があり、場所によっては聞こえない状態も発生するところです。こういった状況を補完するため、防災無線の内容が聞こえなかった場合には、電話のフリーダイヤルで直前の放送内容が確認できるようにしており、これを周知すべく全戸にマグネットシートを配布する予定でございます。

また、先月から、安心安全メールの運用を開始し、登録された方の携帯電話、パソコンに気象警報情報、地震情報、避難情報等を配信するもので、情報伝達手段を追加したところでございます。

聞こえ方の技術的な改善方法等につきまして研究してまいりたいと考えております。

次に、緊急速報メールの活用につきましては、緊急地震速報、気象等に関する特別警報、津波警報、国民保護に関する情報及び国、地方公共団体が配信する災害・避難情報を携帯電話などで受信することができるもので、本町も既に導入をしており、情報発信に活用してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

（教育部長 竹島基量君 登壇）

○教育部長（竹島基量君） 続きまして、第2番目、幼稚園の耐震問題についてのご質問にお答えいたします。

幼稚園園舎につきましては、議員お述べのとおり、平成25年度から27年度の3カ年で行った耐震診断の結果を受け、震度6から7程度の規模の地震に対して、倒壊または崩壊する危険性が高いとされる耐震構造指標、いわゆるI s値が0.3未満であった田原本幼稚園、南幼稚園、平野幼稚園について、昨年度に緊急耐震補強工事を実施いたしました。

この工事により、I s値を倒壊または崩壊する危険性があるとされる0.3以上に補強し、今年度は国庫補助金を受け、南幼稚園第2次耐震補強工事を行い、I s値を倒壊または崩壊する危険性が低いとされる0.7以上とし、今後も昨年度の緊急耐震補強工事が無駄にならないよう、計画的に耐震化に取り組んでまいりたいと考えております。

なぜ国の補助金等を活用して新築しないのかとのお尋ねでございますが、先ほど教育長の答弁にありましたように、町立幼稚園、小・中学校の学校施設全体について、学校施設長寿命化計画の策定に取り組んでいるところで、建てかえ等の時期についても検討課題であります。

また、北幼稚園及び東幼稚園につきましては、学校施設長寿命化計画等で最善の方向を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

(住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇)

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 続きまして、第3番目、「愛和会事件に対する対応について」のご質問にお答えいたします。

ことし6月に実施されました監査結果報告を受け、愛和会へ支出した委託料、補助金の実績報告書類の添付書類等の精査の事務につきましては、過去の分も含めて、現在、再確認しているところです。法人に対する必要な措置につきましては、年度内に監査委員に精算処理の内容の報告を行った上で実施する予定です。

また、法人に対する監査、指導につきましても、今月に県の特別監査と連携して実施する予定です。

なお、愛和会に限らず、町が支出する委託料、補助金等につきましては、全て実績報告書類及び添付書類等の慎重な審査を行っていく方針です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 西川議員。

○9番（西川六男君） 私の質問に対して町のお考えをご説明いただきましたが、どちらかといいますと全体に具体性に乏しい答弁であったように思います。不明な点、細部につきましては、委員会などでも引き続き質問をしていきたいと思っております。

それでは、引き続きまして、2点質問いたします。

まず最初に、副町長の不在の件について質問いたします。

普通地方公共団体の長を支えるトップマネジメント体制は、平成18年の地方自治法の改正により、第161条で「都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く」と定められました。そして、その定数は条例で定めることとされる条例定数制度を取り入れ、条例で定めることにより置かないこともできるようになっています。したがって、都道府県知事または市町村長は、定数条例で定められた定数に応じて、副知事または副市町村長を選任しなければならないと法で決まっております。定数が条例で定められているにもかかわらず、副知事または副市町村長を選任せず放置することは、地方自治法の趣旨に反することになります。

本町の副町長定数条例では、地方自治法第161条第2項の規定により、本町の副町長の定数は1名とすると定められております。しかし、田原本町では約1年間、地方自治法で定めるトップマネジメント体制が確立されず、副町長の同意案件も議

会に提出されておられません。3カ月や6カ月ならまだしも、約1年の長期にわたり、副町長を選任しないことは地方自治法の趣旨に反することになり、職員に法を守れと法令遵守推進条例を制定し、コンプライアンスを求めている森町長としてはいかなもののでしょうか。

これまでの議会で阪東議員の質問に、「数合わせのような人事配置をしない。」と答弁されておりますが、数合わせではなく、法に基づいた人事配置を早急に議会に提案すべきであると私は考えますが、この違法、脱法の状況を放置していることについて、森町長の見解をお聞きしたいと思います。

そして、この状況を解決するために3月議会に提案されるお考えがあるのかどうか、あわせてお聞きをしたいと思います。

次に、愛和会の事件に対して質問いたします。

先ほど愛和会へ支出した委託料、補助金の実績報告書類の添付書類の精査の事務については、過去の分も含めて、現在、再確認をしているところとの説明がございましたけれども、これまで監査委員が指摘されましたことについて3点、再確認の意味も含めて、再度具体的にお聞きをしたいと思います。

まず1点目、町が愛和会に委託して宮古保育園で実施してきた地域子育て支援拠点事業の平成27年度の委託料、精算報告の中に偽造された領収書が含まれていたとして、愛和会の森和俊元理事長が有印私文書偽造、同行使容疑で平成28年11月に逮捕されました。その元理事長の容疑になった偽造された領収書などは裁判の関係で押収されたままであるかわかりません。しかし、監査委員が指摘されておる27年度の職員配置が適正に行われているかどうかの書類は、この偽造された領収書等の今回の容疑とは関係なく、関係書類が警察、裁判所から既に返却されていると私は考えますが、返却されたか否かお答えをいただきたい。

また、職員配置に関係するほかの書類からも、27年度の職員配置が適正に行われているか精査できると考えますが、この件について精査に着手したのかどうかお聞きをしたい。

2点目、特に元理事長の容疑になりました平成27年度分以外の分の、容疑にはなっていない平成9年度から平成26年度までの関係書類は、裁判所に押収されていないのではないかと私は考えます。もし、警察、裁判所に押収されていたとして

も、裁判に関係のない年度のものには既に返却されていると考えられます。そこでお聞きしたいのですけれども、平成27年度以前の分について、愛和会に書類の提出を求め、支出経費及び職員配置等の実績の精査に今日まで着手をされたかどうか、お聞きをしたいと思います。

3点目、また一時預かり事業、病児・病後児保育事業、さらに保育所運営費補助金の2歳未満児保育事業及び特別支援保育事業にかかわる支出経費及び職員配置等についても、元理事長の今回の容疑に直接関係がなく、関係書類は裁判所に押収されていないと考えられますが、もし、警察あるいは裁判所に押収されていたとしても、裁判に関係のない書類は既に返却されていると考えられます。町、当局として、これら5つの事業の支出経費及び職員配置等について、愛和会に書類の提出を求め、精査に着手されたかどうか答弁をいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） 副町長の人事に関しましては、選任中でございますので、選任でき次第、また議会のほうにご上程をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 愛和会に対する精算作業につきましては今進めておりまして、具体的に3点ご質問いただきました。

1点目の拠点事業につきまして、人員関係についても書類のほうは返却されておりました、提出のほうを受けておりますので、精査のほうをしているところでございます。

実際に拠点事業につきましては、27年度につきましては、1名分について専任と認められないなど、そういった関係から返還のほうも求めておるところです。

2点目、27年度以前の分につきましても、人員の分について着手しております。これは年度ごとに各事業、人がまたがっておりますので、年度ごとに確認しておりますので、26、25というふうに年度ごとに確認をしておるところです。

3番目、2歳未満児につきましても、同じく事業が人員がまたがりますので、同じく年度ごとに確認をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 西川議員。

○9番（西川六男君） 先ほど私、副町長の件について、3月議会に提案されるか否かという質問もさせていただきました。この後、町長のほうから答弁をお願いいたします。現在、人選中というお話でございますが、その件について、3月議会に提案されるのかどうか、お願いしたいと思います。

それから、今、愛和会の事件にかかわって、精査に着手している段階だという話ですが、このことについて、町長にちょっとお聞きをしたいと思います。

この愛和会の事件につきましては、現在係争中ではございますので、裁判の成り行きによっては、これは今後何年かかるかわからない状況が出てきます。そのうち、町が支払った委託金、補助金について、平成9年度分から精査すべき書類があるわけですので、時効が発生することも起こり得るのではないかと私は危惧しております。監査委員はプロジェクトチームを組織して、短期間のうちに精査業務を完了させ、調査結果を町民に説明することによって、一日も早く、失われた町行政に対する信頼を回復すべきであると指摘をされております。私もこれは同様に考えております。これは愛和会のこれまで理事をしておられ、愛和会の本部のあった朝和保育園の園長をしておられた森町長が率先して明らかにすべきことだと私は考えますけれども、短期間のうちに精査業務を完了させ、精査結果を町民に説明して町政に対する信頼を回復すべきであるという指摘については、森町長はどのようにお考えになっているのか、森町長から再度、監査委員及び町民の皆さんに答弁をいただきたいと思います。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） 何度も申し上げますが、副町長人事に関しましては、選任でき次第、議会のほうに上程をさせていただきますので、時期の明言は避けさせていただきますと考えております。選任でき次第、上程はさせていただきますと考えております。

あと、愛和会に関してでございますが、今、町長の立場として申し上げますと、今まで町として添付書類等求めていなかった行政の不手際がございました。それに対して添付書類を求めていって、事業報告書を再度作成しているところでございます。それに伴って、返還が生じましたら返還を求めていくという所存でございます。

ので、今その途中段階というふうに思っただけならばと思っております。その中で監査委員の指摘事項も受けながら、真摯に努めてまいりたいと考えております。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、9番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして、4番、村上議員。

（4番 村上清司君 登壇）

○4番（村上清司君） まず初めに、一般質問が初めてでございまして、不慣れな点もございましてご容赦のほどお願いいたします。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をいたします。

豪雨水害対策の取り組みについてお尋ねいたします。

10月に発生した台風21号は超大型の勢力に発達し、各地で記録的な大雨となり、県内でも土砂崩れ並びに河川の氾濫や内水浸水が多数発生いたしました。本町では、1日当たり降水量が歴代1位となる214.5mmに達したところであり、これによりまして、主に寺川や飛鳥川付近の低い場所で浸水が発生し、床上浸水10棟、床下浸水46棟という家屋被害となったところです。被災された皆様には心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、最近、観測史上最も多いという気象に関するニュースを耳にします。確かにゲリラ豪雨や同じ場所で降雨が続く中、雨の降り方が変わってきており、全国どこの場所でも起こってもおかしくないと言われております。本町に降った雨の量も今後、更新される可能性は大いにあると思われれます。こういったことから、改めて災害に対する体制の充実が求められると考えています。

まず、水害対策のハード面の取り組みについてお尋ねいたします。

今回の浸水地域は、洪水ハザードマップで示されている区域、過去にも浸水被害のあった場所が多いと思われれますが、どのような対策を進めているのか、また取り組みの進捗状況についてお答えください。

次に、水害時の活動体制についてお尋ねいたします。

私は、今回、消防団として水防団の任に当たり、水防活動を行いました。河川の水位の上昇とともに、河川付近の低い複数の場所で住宅の浸水や道路の冠水があった現場対応に追われたところでございます。

また、当日は衆議院議員総選挙と重なっており、災害に対応できる町職員も少な

い状況の中で土のうの要請が集中し、町職員の皆様が対応に追われていたところですが、町の防災計画は、災害発生後の対応について詳しく書かれていると思われませんが、災害が起こる前の対応についても検討が必要と考えております。

また、今回、避難所となっている北中学校前の道路が冠水したことで利用できなかったことも課題があると考えられます。こういった水害時の活動体制について見解をお答えください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森 博康君 登壇）

○産業建設部長（森 博康君） 4番、村上議員の「豪雨・水害対策について」のご質問にお答えいたします。

ことし10月22日の台風21号により、過去最大となる24時間総雨量が214.5mmとなる記録的な大雨となり、大和川支流は増水し、排水不良による水害被害が発生しており、被害の軽減や解消が喫緊の課題となっております。

昭和57年8月には大和川大水害が流域で発生し、また、近年、奈良県内の大和川流域では、急激な市街化による保水力の低下や、従来からの河川改修による治水事業では、頻発する水害に対処することができないことから、大和川流域総合治水対策協議会を設置し、総合的な治水対策の協議が進められています。流域市町村に対し、流出抑制対策水量が定められ、本町としては、ため池治水利用量並びに雨水貯留浸透施設対策量に対して、対策の最小必要量をそれぞれ2万9,700m³と2,440m³が目標値として定められておりますが、本町の平成27年度末実績は、それぞれ0m³と1,660m³でございます。

本町では、浸水被害の軽減を図るため、雨水貯留浸透施設対策としまして、飛鳥川の右岸地域におきまして、平成27年度より、十六面地区で雨水調整池1,200m³と、平成28年度より、西竹田地区で雨水調整池2,800m³の貯留施設整備を進めております。

西竹田・富本地区の浸水地域に関しましては、県道桜井田原本王寺線横の開門した状態の樋門があり、それが原因と見られる飛鳥川からの逆流による浸水がもたらされたのではないかと考えております。

対策としては、西竹田地区の排水区域は限られた排水面積であるため、想定降雨量から堤内地からの飛鳥川への排水量を想定することにより管径を定め、排水管の設置を考えております。さらに、従来の樋門を飛鳥川からの流入阻止の対応ができるものと、本町としては堤内地において新たに流出防止ゲートボックスをつくり、その中にラップゲートを設置する検討を行っております。

寺川の右岸地域の阪手・小阪地域の浸水地域に関しましては、現在、奈良県河川課において寺川や大和川での浸水シミュレーションによる解析を行っており、その結果を踏まえ、浸水対策量を検証し、貯留施設状況の検討・検証が行われています。浸水地域の貯留施設につきましては、その結果を参考に、本町では阪手地区4池などで貯留施設整備を進める予定であり、今年度も阪手自治会の協力を得て、阪手二丁池2万3,200 m³の貯留施設整備を進めているところでございます。

来年度には、阪手新池並びに五ノ坪池に関し、貯留施設整備を進めるため委託調査を計画しております。

寺川支流への一級並びに準用河川上流の農業用ため池に対して、池底の掘削や公共施設や校庭の利用、水田貯留事業である田んぼダムの推進を含め、貯留量の増量への検証を行い、浸水対策事業を進めていく予定であります。

また、本町といたしましては、ため池治水利用対策として、新たな大和川流域の保水機能を高める流出抑制対策として、平成24年度より田んぼダムの事業に取り組んでおります。

奈良県の協力を得て試験的に実施いたしました田んぼダムは、昨年度には9自治会、20.8 haであり、5 cmたまれば1万400 m³の貯留が見込まれます。今年度は阪手北、小阪、法貴寺で新たに8 ha、4,000 m³の拡大を進めております。

台風21号で発生した10月22日ごろの田んぼダムにおいては、田んぼの稲刈り前後の時期と見受けられ、田んぼ面を乾かす必要があり、田んぼの排水ますのほとんどが板堰を外された状態であったと考えられます。ゆえに田んぼダムでの貯留に関しては、自然貯留しか見込めていない状況と認識しております。

台風前の10月15日からの長雨が続いた影響もありましたが、田んぼダムにおいては雨水が自然貯留された状況であり、貯留量は定かではありませんが、効果は

あったと考えております。

今後、水田の畦畔が低いことにより貯留量が少なくなることなどの問題につきまして、畦畔のかさ上げや補強、地籍調査後の畦畔の除去など確実な貯留量の確保について検討してまいりたいと考えております。

水田貯留の取り組みは、地元農家の協力が不可欠であります。実際、貯留による恩恵を受けるのは下流域の浸水被害者であり、水田貯留の普及協力活動には課題が見受けられることも考えております。今後、課題克服として、農家協力者への支援ができる仕組みづくりや、下流域住民への取り組み内容、啓発を行い、水田貯留地域での農産物に関心を持ってもらうことにより、田んぼダムの付加価値を高めてまいります。

なお、田んぼダムにつきましては、奈良県におかれましては、大和川流域における総合治水を推進することにより、県民が安全・安心して暮らせる地域社会を実現するため、大和川流域における総合治水の推進に関する条例が来年4月1日に施行されることにより、水田貯留施設の整備と適正な管理が定められることになり、さらに治水対策を進める市町村の流出抑制対策数量と認められるようになりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 引き続き、「豪雨・水害対策について」の「水害時の活動体制について」のご質問にお答えいたします。

本町における県知事の指定する水位周知河川及び水防警報指定河川は、大和川、寺川、飛鳥川、曾我川の4河川となっています。水防団待機水位等各種設定水位に到達した場合、県から通知があり、町は警戒体制を整えることとなります。

町職員の水防体制は、各部の所要人員をもって情報連絡及び災害に対処すべく企画を行い、状況に応じて災害対策本部を設置し、あわせて水防団の出動となります。

警戒活動として、既往の被害箇所、重要水防箇所を中心に巡回し、堤防の亀裂、堤防の溢水、ため池、井堰、樋門の水漏れ、橋梁等構造物の異常を発見したときは水防作業を行うことになってはいますが、その他の具体的な活動内容や対応など細部までは示されていないところです。こういったことから、道路の冠水や低地の浸水

に対応した活動マニュアルの策定について検討してまいります。

また、当日は、冠水が進むにつれ、土のうの要請が集中し、消防団の皆様も土のうづくりの作業に従事されたところでした。要請に対応が追いつかない状況にもなったところであり、台風21号の1週間後の22号のときには、浸水のあった自治会に事前配布をしたところであり、今後も体制づくりを進めてまいりたいと考えています。

また、北中学校の道路が浸水し、避難場所として使用しませんでした。指定緊急避難場所は、洪水など異常な現象が起きたときに迅速に逃げる場所または施設で、一時的な避難場所です。これとは別に、指定避難所は、災害が発生したときに一定期間滞在して避難生活をする施設です。

今後、防災計画の見直しで、洪水や内水氾濫時における緊急避難場所を明確にしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 村上議員。

○4番（村上清司君） ご答弁ありがとうございます。

答弁にありました、県条例の大和川流域における総合治水の推進に関する条例が施行されたということですが、本町の水田貯留施設の整備の促進と適正な管理にどのような影響があるのかについてご説明をお願いいたします。

それから、水害時の活動体制についてですが、いろいろな状況によって対応が変わるわけで、活動マニュアルを事前に準備しておくことは有効と考えるので、進めていただきたいと思います。

本町での過去の大きな水害は、昭和57年に発生した初瀬川の堤防決壊により、町の北部一帯が洪水で大きな被害となったところでした。その後、大きな水害の発生はありませんが、本町には複数の河川が流れており、ふだんから身近な場所で氾濫することを考えておくことも必要であります。

災害対応は行政のみでは限界があり、自助・共助の取り組みである住民参加が必要ですが、どのように進められるか、お答えください。よろしく申し上げます。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 田んぼダムの整備の推進と管理体制でございますが、

田んぼダムに関しましては、奈良県農業振興課の指導によりまして寺川右岸地域のほうの整備を現在進めております。

管理体制につきましては、地元地権者、個人、1件ずつ協定書を結びまして、どういうふうな形の内容で行うかというのを同一協定で結んで管理のほうをお願いしております。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 自助・共助の取り組みである住民参加について、進め方についてのお答えを申し上げます。

自主防災組織の結成・活動を支援するため、防災用資材や備蓄品等に要する経費、それから防災訓練等の実施に要する経費について助成を行っているところでございます。

それから、防災意識の向上も図るために、地震のときの地域の危険度マップ、それから洪水ハザードマップ、それから平素からの備えや避難に関する情報などを盛り込んだ総合防災マップを策定いたし、各ご家庭に配布をしているところでもございます。

それから、防災訓練につきましても、住民参加型として毎年実施しているところでもございます。こういったことで防災意識の向上に資するものと考えているところでございまして、引き続き、自助・共助が進むように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 村上議員。

○4番（村上清司君） ご答弁ありがとうございました。

これからも町の防災対策にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、4番、村上議員の質問を打ち切ります。

続きまして、11番、吉田議員。

（11番 吉田容工君 登壇）

○11番（吉田容工君） それでは、一般質問をさせていただきます。

私は、3点にわたって質問させていただきます。

まず、政治倫理条例についてであります。

町政が町民の厳粛なる信託によるものであることを認識し、その担い手たる町議会議員（以下「議員」という）及び町長、副町長、教育長（以下「町長等」という）が町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使し自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応え、町民とともに公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的として政治倫理条例が制定されています。この政治倫理条例の運用について確認させていただきます。

この条例第4条には、町の工事等の契約に関する遵守事項として、議員及び町長等または議員及び町長等の配偶者、1親等もしくは同居の親族が役員をしている企業、または議員及び町長等が実質的に経営にかかわっている企業は、第2条第2項第3号に規定する契約を辞退しなければならない。

議員及び町長等は、前項の規定により、関係企業が契約を辞退するときは、町民に疑惑を持たれないように責任を持って当該関係企業の辞退届を提出させなければならない。

前項の辞退届は、議員または町長等の任期開始の日もしくは新たに第1項に規定する関係が企業との間に生じた日から30日以内に、議員にあつては議長に、町長等にあつては町長に提出するものとする。

議長は、前項の規定により提出された辞退届の写しを町長に送付しなければならない。町長は、議員及び町長等の辞退届の提出状況を公表するものとする。

このように規定されています。

これは、議員や町長等が自主的に対応することを求めています。しかし、町としての対応も問われると思います。この規定に抵触すると思われる業者があった場合、指名願を受け付けない、指名競争入札業者に選定しない、一般競争入札を辞退させるなど対応が考えられます。

そこで質問します。

政治倫理条例に抵触すると思われる業者に、どのような対応をされるのですか、それとも業者の自主的対応に委ねるのですか、答弁を求めます。

政治倫理は、町と直接契約する者だけが対象ではありません。下請業者として町

の工事を請け負うことも、「自己の利益を図る」ことにつながります。

そこで質問します。

下請工事を請け負っていないかどうか、どのようにチェックをされていますか、答弁を求めます。町政に対する町民の信頼に応えるためにも、厳正な対応を求めるものです。

2番目として、水銀規制について質問します。

水銀汚染による健康被害や環境汚染を地球的規模で防ぐ目的の枠組み「水銀に関する水俣条約」がことしの8月発効しました。水銀は、人体、特に胎児や新生児、小児の神経系に悪影響を及ぼし、日本で引き起こされた水俣病の悲惨な実態は世界でも知られています。水銀による被害は、途上国を中心に世界各地で今も広がっており、各国は条約に基づき実効性ある対策を実行することが求められています。

この条約では、一定以上の水銀を含む蛍光灯や体温計などの製造や輸出入を2020年までに原則禁止するなど、水銀の採掘や貿易、排出、廃棄までを規制し、途上国への資金・技術支援も定めています。

日本は、国内法で、一定量の水銀を含んだ廃棄物を特定管理産業廃棄物に指定し、業者が責任を持って処理するよう決めました。また、使用済み蛍光管や水銀体温計、血圧計などの回収を市町村の責務としました。

そこで質問します。

町はどのような対応をされますか、答弁を求めます。

この条約を契機に、水銀電球の製造中止が発表される、蛍光灯照明器具の製造中止が発表される等の事態となっています。蛍光灯や白熱電球については引き続き生産されると聞いていますが、LEDの生産が強められ、蛍光灯や白熱電球の生産は徐々に減っていくことが考えられます。

本町は、本庁舎のLED化を他市町村に先駆けて実施されました。しかし、分庁舎や体育館、学校のLED化はまだ手をつけておられません。

そこで質問します。

分庁舎や体育館、学校のLED化をどのように考えておられますか。特に、水銀電球交換をどのように考えておられますか、答弁を求めます。いつときに対応すると膨大な金額になります。計画的に実施されることを求めます。

3番目に、水害対策について質問させていただきます。

9月12日の大雨と10月22日の台風で、本町でも床上浸水等多大な被害が発生しました。被災された皆さんにお見舞いを申し上げますとともに、こういう被害がこれからもずっと続くのではなくて、解消するためにはどうするか、それについて、提案もさせていただきながら質問させていただきます。

今回の水害ではいろいろな問題が明らかになりました。近鉄高架下のアンダーパスが不通となった問題、阪手から小阪今里の間の浸水被害、西竹田、富本の浸水被害、避難情報の伝達の問題、避難所変更の問題などが今後見直しを求められると考えます。その中で、今回は、アンダーパスの問題と浸水被害の問題について質問します。

まず、アンダーパスについて考えます。

9月12日に1時間当たり約80mmの雨が降り、アンダーパスの深さ20cm以上の水がたまり、トラック等3台の自動車が立ち往生しました。その後ろから来た自動車は方向転換して戻ったのですが、大型トラックが1台あり、道路幅での方向転換に苦勞して大変な時間かかかったと聞いています。この対応は、水位が10cmになると注意表示板が作動し、同時に中和土木に通報され職員が出動するそうです。ところが、水位20cmとなり、通行不能となるのはあっという間で、県の職員の到着が間に合いません。トラックを運転されておられた方は、水がどれだけたまっているか全くわからなかったと言っておられました。実際に通行できなくなったときに、素早く「通行不可」の表示が出るように、横向きに通行どめの表示が飛び出すものが既に商品化されていますので、導入する。しかも、交差点に入る前にわかる位置に設置することが必要です。

そこで質問します。

アンダーパス通行どめ時どのような対策をとりますか。答弁を求めます。

このアンダーパスですが、台風21号のときは通行どめにならず通行できました。なぜそうなったのか。これは私の推論ですが、少ししゃべらせていただきます。

台風のときは、寺川の水位は午後2時に秦庄観測所で既に1.8mに達していました。烏米川から田原川へ取水する水門は65cmの水位で自動閉鎖されますので、早い段階で烏米川からの取水はとまっていたと考えられます。あとは田原川の流域に降った雨が流れるだけです。幸い1時間当たり20mmが最高でしたので、あふ

れることがなかったと想像しています。もし、9月の大雨のときに、自動で閉めるのではなく、早目に手動で閉めていたら、柳町やアンダーパスの水没も回避できたのではないかと考えます。

そこで質問します。

町はアンダーパス水没の要因をどのように捉えていますか、烏米川からの取水を事前に手動でとめる対応を検討しますか、答弁を求めます。

今回の水害では、床上浸水、床下浸水、道路の陥没等大きな被害が発生しました。中には2回連続で被災されたお宅もありました。大雨が降るたびに被災する、しかも被災する地域はほぼ確定されています。当日は、土のう等の要望が次から次に入り錯綜したと聞いております。水害発生前に該当地域の自主防災組織や自治会と相談して土のうの事前搬入等対応するなど、事前の対応が求められます。

そこで質問します。

警報が出るまでに事前に対応するよう改善するつもりはありますか、どのような対応をしますか、答弁を求めます。

いつも被災するということは、対策が打たれているのか、効果が出ているのか、疑問が出てきます。

そこで質問します。

台風21号による雨に対して、この間、推進された田んぼダムの効果はどれだけ発揮されたのですか、答弁を求めます。

これまで私は、本町の利水状況を踏まえて、大和川の取水口をまず閉める、寺川の取水口をまず閉める、その上で流域に降った雨に対応することを提案してきました。流域面積520haに200mmの雨が降ったら、約100万トンの雨水が流れ、北中学校周辺に集中することになります。流域面積530haに200mmの雨が降ったら、約100万トンの雨水が流れ、富本に逆流してくることになります。大和川流域における総合治水に関する条例では、ためる対策を実施することが求められています。これまでの取り組みでは全く間に合いません。町が設置している全ての駐車場に貯留施設を設置する、都市公園全てに貯留施設を設置する、新たに用地を確保して貯留施設を設置するなど抜本的な対策を講じることが求められています。

そこで質問します。

水害を防ぐための抜本的な対策を実施しますか、どのような対策に取り組めますか、答弁を求めます。

水害の常襲地域であっても、いつまでも続くことは困ります。本町が本気になって水害対策に取り組むことを求めて、私の一般質問とします。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

（町長公室長 植田知孝君 登壇）

○町長公室長（植田知孝君） 11番、吉田議員の第1番目、「政治倫理条例について」のご質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、政治倫理条例第4条で、町の工事等の契約に関する遵守事項として、「議員及び町長等、又は議員及び町長等の配偶者、1親等若しくは同居の親族が役員をしている企業、又は議員及び町長等が実質的に経営に携わっている企業は、下請工事を含む公共工事、業務委託、物品納入及び使用資材の購入に関する契約を辞退しなければならない」と規定されております。

また、「議員及び町長等は、関係企業が契約を辞退するときは、任期開始の日若しくは企業との間に新たに関係が生じた日から30日以内に、議員にあつては議長に、町長等にあつては町長に責任を持って関係企業の辞退届を提出させなければならない」と規定されており、議員及び町長等が政治倫理条例の規定に抵触しないように自主的に対応することが求められているところでございます。

また、「議員及び町長等が条例第4条に規定する遵守事項に違反している疑いがある場合は、議長及び町長は速やかに政治倫理審査会に調査を依頼しなければならない」と規定されております。

お尋ねの、条例に抵触すると思われる業者にどのような対応をするのかについてでございますが、政治倫理条例の町の工事等の契約に関する遵守事項の趣旨に基づき、関係企業は町との契約を辞退しなければならないことから、次回の競争入札参加資格申請から、誓約書の欠格事由として「政治倫理条例第4条第1項に該当する者」を追加することを検討しているところでございます。

次に、下請工事を請け負っていないか、どのようにチェックしているのかについてでございますが、工事の受注者には、公共工事に係る下請業者について、施工体

制台帳に記載が義務づけられているところでございます。また、現場においても職員が監督員として監督し、立入調査も実施しているところで、下請工事を請け負っていないかのチェックは可能であると考えております。これらにより、関連企業が下請工事を請け負っている疑いがある場合には、状況に応じて政治倫理条例に基づく対応をとってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森 博康君 登壇）

○産業建設部長（森 博康君） 続きまして、第2番、「水銀規制について」のご質問にお答えいたします。

水銀による環境汚染及び健康被害が懸念される中、国連環境計画管理委員会の決定を受け、世界的な水銀排出削減に向けた条約交渉が開始され、平成25年には、熊本県水俣市で開催されました外交会議で水銀に関する水俣条約が採択されました。その担保法として、水銀による環境の汚染の防止に関する法律が平成27年に通常国会で成立・公布され、その中で市町村の責務を「その区域の経済的、社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定されたところでございます。

本町におきましては、そうした社会情勢を受け、平成27年10月から、乾電池及び水銀を含む蛍光灯、水銀体温計等の製品を有害ごみとして分別項目をふやして収集しているところで、収集は年2回行っており、人体に有害な物質であるという認識を持って、取り扱いには十分注意しているところでございます。

収集後は、回収業者所定のケースに保管後、処理場に年2回搬出され、業者による破碎や焼却後に、それぞれ水銀や、その他鉱物資源を種別ごとに回収され、再資源として利用されております。

また、分別の徹底を図るため、町広報やホームページ、また、本年3月に作成いたしました「家庭ごみと資源物の分別と出し方ガイドブック」に記事を掲載するとともに、町内の十六市ややどかり市などの各種イベントに参加し周知を図っているところでございます。

今後、住民の皆様のご協力を得られるように積極的な啓発を行い、より一層の分別に努めてまいりたいと考えております。

次に、第3番目、「水害対策について」のご質問にお答えいたします。

当該道路、県道桜井田原本王寺線は、田原本町の東西・周辺都市を結ぶ重要な幹線道路であり、災害時のライフラインとなる緊急輸送道路であります。道路冠水における東西の寸断は、災害時の対応・活動におくれが生じ、早急に改良が必要と危惧しております。

まず、アンダーパス通行どめ時にどのように対策をとりますかのご質問につきましては、近鉄高架下のアンダーパス部分におきましては、道路管理者である中和土木事務所が昨年度に回転灯のついた電光の冠水情報板を、道路東西域の冠水範囲が最大限発生した場合の50mほどの地点に設置しております。

冠水に対して中和土木事務所は、通常看板や電光掲示板で注意喚起を促しておりますが、町から議員ご指摘の実情を報告し、改善を求めてまいります。

次に、アンダーパス水没の要因をどのように捉えていますかのご質問につきましては、昨年9月に起こった近鉄高架下での道路冠水に関しまして、中和土木事務所と道路冠水被害の改善について現場立会を行いました。しかし、中和土木事務所は、県道の雨量に対し近鉄高架下西側のポンプ排水容量は満たしていること、これ以上の容量拡大には、烏米川へ抜ける排水管径並びにポンプ排水容量の拡大が必要となり、多額の事業費、設備整備箇所の確保が必要となり、現時点での事業化は困難であるとのことでありました。しかしながら、本町といたしましては、排水区域を考え、ポンプ容量や排水管径の検討・検証を行うのは、ポンプ管理者である奈良県であると考えております。

本町におきましては、県道周辺の雨水排水に関しまして、県道北側へ流出しているサイホンの状態の排水管や水路のしゅんせつを行い、さらに下流域での雨水調整池整備の検討も進めております。しかし、抜本的な解決には至りませんので、今後、奈良県と協力して水害被害の軽減を図れるよう検証し、協議してまいりたいと考えております。

次に、烏米川からの取水を事前に手動でとめる対応を検討しますかのご質問につきましては、烏米川の取水ゲートについては、烏米川から秦庄へは河川自体が緩

い鋭角で交わっているため流出は少なく、仮にゲートが閉まっていなくても、県道のアンダーパスの冠水については影響を及ぼさないと考えております。

秦庄の自動ゲートにつきましては、設置当初より、ゲートが作動する水深を、下流に影響の出ない水深を探り、調整した結果、確定されたように聞いております。たとえ作動する水深に達する前に手動でゲートを作動させたとしても、流入する水量が少ないため効果は期待できないと考えております。

次に、警報が出るまでの事前の対応のご質問につきましては、今回の台風では、付近の冠水が大きくなってからの土のうの要請が集中いたしました。当日は、衆議院議員選挙の投票日で、多くの職員が選挙事務に従事しており、限られた職員体制の中、一時期に要請が集中したことにより、対応が追いつかない状況になったところ です。

台風21号の後、1週間後には22号が日本付近に近づく予報がありましたので、浸水があった自治会に事前に土のうを配布したところ です。

土のうの要請は、冠水等が進む状況に応じて集中すると思われませんが、状況によっては対応が難しいこともあり、今後におきましては、ご希望のある自治会には事前に土のうを配布すべく連携を図ってまいります。

次に、台風21号による雨に対して、この間、推進された田んぼダムの効果はどれだけ発揮されたのですかのご質問につきましては、近年、記録的な大雨の増水による被害の軽減や解消が喫緊の課題となっております。

そこで、平成24年度より本町が推進しております田んぼダムにつきましては、今回の台風21号の時点では20.8haの整備を行っており、5cmたまれば1万400m³の貯留が見込まれる状況で、今年度は阪手北、小阪、法貴寺地内で新たに8ha、4,000m³の拡大を進めております。

台風21号が発生した10月22日ごろの田んぼダムにおいては、田んぼの稲刈り前後の時期と見受けられ、田んぼ面を乾かす必要があり、田んぼの排水ますのほとんどが板堰を外された状態であったと考えられます。ゆえに、田んぼダムの貯留に関しては、自然貯留しか見込めていない状況と認識しております。

台風前の10月15日からの長雨が続いた影響もありましたが、田んぼにおいては雨水が自然貯留された状況であり、貯留量は定かではありませんが、効果はあっ

たと考えております。

水田貯留の取り組みは、地元農家の協力が不可欠であります。実際、貯留による恩恵を受けるのは下流域の浸水被害者であり、水田貯留の普及協力活動には課題が見受けられるとも考えております。今後、課題克服として、農家協力者への支援ができる仕組みづくりや、下流域住民への取り組み内容・啓発を行い、水田貯留地域での農産物に関心を持ってもらうことにより、田んぼダムの付加価値を高めてまいります。

また、先ほど村上議員の答弁でも述べましたように、今後、水田の畦畔が低いことにより貯留量が少なくなることなどの問題につきましては、畦畔のかさ上げや補強等について検討してまいりたいと考えております。

次に、水害を防ぐための抜本的な対策を実施しますか、どのような対策に取り組めますかのご質問につきましては、寺川右岸地域の阪手・小阪地区の浸水地域に関しましては、現在、奈良県河川課において寺川や大和川での浸水シミュレーションによる解析を行っております。その結果を踏まえ、浸水対策量を検証し、貯留施設・状況の検討、検証を行われる予定であります。

浸水地域の貯留施設については、その結果を参考に、本町では阪手地区4池ほか、寺川支流への一級並びに準用河川上流の農業用ため池に対して、池底の掘削や公共施設や校庭の利用、田んぼダムの推進を含め、貯留量の増量への検証を行い、浸水対策事業を進めていく予定であります。

飛鳥川右岸地域の西竹田・富本地区の浸水地域に関しましては、県道桜井田原本王寺線横の開門した状態の樋門があり、それが原因と見られる飛鳥川からの逆流が要因し浸水がもたらされているのではないかと考えております。対策としては、もともと西竹田地区の排水区域は限られた排水面積であるため、想定降雨量から堤内地からの飛鳥川への排水量を想定することにより管径を定め、排水管の設置を考えております。

さらに、従来の樋門を飛鳥川からの流入阻止の対応ができるものと、本町としては堤内地において新たに流入防止ゲートボックスをつくり、その中にフラップゲートを設置する検討を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

（教育部長 竹島基量君 登壇）

○教育部長（竹島基量君） 続きまして、第2番目、「水銀規制について」のご質問にお答えをいたします。

分庁舎や体育館、学校のLED化及び水銀電球交換についてのご質問でございます。水銀に関する水俣条約の発効を受け、水銀を含んだ蛍光灯などの製品の製造・輸出入が、平成32年末以降、原則禁止されることになりました。しかし、議員お述べのとおり全てが禁止というわけではなく、一般社団法人日本照明工業会によりますと、一般照明用の高圧水銀ランプを除き、現在市販されている蛍光ランプやHIDランプなどの水銀使用ランプにつきましては既に水銀含有量の基準をクリアしており、製造・輸出入の規制を受けることはありません。ただし、一般照明用の高圧水銀ランプにつきましては、水銀含有量に関係なく、平成32年12月31日以降、製造・輸出入が禁止されるとのこととなります。このように、この規制は製造・輸出入を禁止するものであり、一般照明用の高圧水銀ランプの継続使用、修理・交換のための使用及びその販売を禁止するものではありません。

ただ、製造・輸入されなくなるものは、いずれは市場から姿を消してしまいますので、メタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプ、LED照明等への切りかえが必要となります。水俣条約をきっかけに、高圧水銀ランプをLED照明等へ切りかえようとする動きが広まっているようで、今後、省エネ性能の高い製品の普及促進が目指され、蛍光灯からLED照明等へ生産がシフトされていくとのことございます。

分庁舎、体育館、学校施設等の照明設備につきましては、議員ご指摘のとおり一度に対応すると膨大な事業費となりますので、省エネの観点からもエネルギー消費効率の高いLED照明等の代替照明器具への更新を、その手法及び財政的な面から平準化も踏まえて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 答弁ありがとうございます。時間が大分過ぎましたので、追って2回目の質問をさせていただきます。

まず、政治倫理条例についてですが、今の話ですと、政治倫理条例第4条第1項に該当するものを追加すると検討するだけで、何ら実際にはやっておられないということなんですかね。その辺が全然わからなかったですね。入札のときにチェックしている、あるいは指名願のときにチェックしている、さらには下請していないかどうかチェックしているかどうかもわからない答弁でしたので、これでは困ると思うんですね。何をしているかを聞いているんですから、それに対する答弁になっていない。これをちょっと明確にお願いします。

それと、初日に出てきましたように、教育委員は教育に関する工事は参加できないという答弁をされましたので、それはどこに規定されていて、実際どのようにその運用をされているのかということをお答え願います。

2点目ですね。水銀規制についてですけれども、乾電池、蛍光灯、水銀体温計はやはり簡単に普通のごみに出してもらったら困りますよという、そういう周知徹底といいますか、注意喚起というんですか、それが本当にされているのかということをお聞きしたいんですね。有害ごみだから2回集めますよというのは、それはほぼされています。しかし、やはり蛍光灯であっても5mg以下の水銀が必ず含まれているんですから、それについての取り扱いは丁寧にしてくださいよと、一般ごみへは間違ってもボタン電池も乾電池もほうり込まないでくださいよという、そういう啓発をされているのかどうかをお聞きしたいんですね。それをちょっとお願いしますね。

3つ目の水害対策です。残念なことは、田んぼダムは水門があいていたけれども効果があつたと思いますという答弁です。それから、烏米川からの田原川への流入は角度が浅いからそんなにたくさん流れないと思いますよ。皆、推測なんです。現場行って確かめましたということは全然ないんですよ。それと、2万9,000m³をためるということが県から指示されているからそれに向けて努力しますということをお答えされただけで、本当にこの田原本町にどれだけの雨が降ってどれだけの川の水が流れて、どれだけの貯水をしたらこの水害が防げるかという観点からの発想は全くない。

私は、大和川から水をとって田んぼで利用して寺川に流す、寺川から水をとって田んぼに使って飛鳥川へ流す、この流れだと思っただけですよ。大和川から水をとって寺川へ流す。ここの南は鏡川ですよ。それで、東は大和川、西が寺川と。この流

域面積は、私は大体520haと予想したんですよ。そして、寺川と飛鳥川の間、これは530haと勝手に予測しているんです。そこに200mm降ったら100万トンも降るよという話をさせてもらっているんですよ。そして、田んぼダムもありますけれども、もともとはいろんな開発に当たって大和川流域の小規模開発雨水流出抑制対策とか、いろいろありますよね。それは3cmだけは確保してくださいということですので、30mmの雨はたまりますよということになるんですね。

例えば台風のとくに寺川の水位、秦庄の水位がありますけれども、1m80cmを超えたのが4時だったんですね。4時には超えたんですよ。大和川はどうかと思ったら桜井の慈恩寺の朝倉台の下ぐらいのところにしか水位計がないので、田原本町の近辺の大和川の水位がわからないんですよ。ですから、反対に寺川を基準にしますけれども、秦庄の水位が1m80cmを超えたのは4時なんですよ。それで、4時から12時過ぎまで降っていましたので、この中に降った雨量は120mmなんですよ。120mmがなぜ1m80cmかということ、1m80cmでファブリダム等が皆崩れますので、言ってみたら1m80cmになっているということは、もうダムが崩れた後で普通に流れている水が1m80cmあったということだと思っているんですよ。

だから、4時から12時までの間降った120mmが520haに降ったら、大体60万トンという水が雨として降ってきたんだと私は推測するわけです。その全部が全部流れたわけではありませんし、たまったわけでもありません。やはり地下にしみ込むのがありますし、河川にたまっているのがあると。やはり私は、田んぼのあるなしにかかわらず、50万トンの水をためる、そういう設備をつくったら小阪に流れる水が減るんだろうと思って提案させていただきました。

そしたら、例えば1反の土地を、1,000㎡の土地を例えば10mためたら1万トンの水がたまりますよね。だから、田んぼで50枚分ぐらいの10mたまる貯留槽をつくったら、これは全部、ほぼおさまるだけの貯留量がいけると思うんですよ。そのためにどうするかという逆算で計画を立ててほしいと思っているんですね。

そこで聞きたいのは、大和川と寺川に挟まれたところの流域はどれだけの面積があると認識されているのかということをもっと聞きたい。

それと、大泉井堰、千代井堰、三ヶ大字井堰、それともう一つ、うちの横にある井堰と。これはいつごろ閉まったのかということを知りたい。雨が降っただけじゃなくて川から流入していたら、もっと早くしなければいけないよね。

それと、田原本町はため池、公共施設や校庭の利用、田んぼダムの推進と書いていますけれども、これでどのぐらいの、大和川から寺川の間で貯留能力があるのかということも教えてください。これだけにしておきますので、よろしく願います。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） それでは、政治倫理条例のご質問の件でございます。

まず、先ほど誓約書の欠格事由に、4条1項に該当する者を追加いたしますという事で申し上げました。それともう一点追加する部分がございます、指名願の受付要領に、条例に抵触する業者の指名願を受け付けない旨を明記することも予定しているところでございます。

これは次回からということですが、これまでも政治倫理条例に抵触する業者につきましては契約を締結しないこととしております。契約を締結できない業者さんの入札参加を認めるということは条例の趣旨にも反するため、指名競争入札の指名業者には選定しませんし一般競争入札への参加も認めないということで対応させていただきます。

それから、指名願でございますが、先ほど申し上げましたように、指名願の受け付け等につきましては政治倫理条例に特に規定はございませんが、指名願の受け付け要領に抵触する業者の指名願を受け付けない旨を今後明記しますとともに誓約書の提出をお願いしていくということでございます。

次に、下請工事のチェック体制でございますが、法律によりまして、元請業者さんにつきましては施工体制台帳を作成していただいて提出していただくということになっております。施工体制台帳には下請業者を記載しなければいけないので、そこでまず把握が可能となります。それと、あと事業担当課が工事現場ごとに監督員を置いておりますので、その監督員において把握が可能となっております。もう一つ、総務課においても不定期に工事現場の立入調査を実施しておりますので、その場合でも下請業者は把握可能となっております。よろしく願います。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 先日前お尋ねのありました、教育委員の教育委員会所管の事業の入札等への参加についての辞退に関してですが、明文化した規定はございません。教育委員が自主規制されているというか、取り決めというか、申し合わせでございます。

以上でございます。（「それをどう実際に確認しているのですか」と吉田議員呼ぶ）

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 過去に教育委員会と事務局とが協議して決めたと聞いております。（「違います、教育委員会の工事をしているのではないですか。そこに入っていないかどうか、関与していないかどうか調べていないということ。約束しているだけですか。それを聞いているんです」と吉田議員呼ぶ）

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） チェックはいたしております。（「どのようにですか」と吉田議員呼ぶ）

契約係と話し合って確認をしております。（「話し合って確認」と吉田議員呼ぶ）

話し合ってというか……。 （「現場には行かないのですか。その辺です」と吉田議員呼ぶ）

現場は、もちろん現場検査員が行っておりますので……。 （「わかりやすいように説明してよ。ちゃんと納得できるように」と吉田議員呼ぶ）

はい。現場検査員が確認いたしております。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 大和川のゲート4カ所をいつ閉じていたのかという、時間のご質問にお答えをいたします。

台風21号でございますが、事前に、もう前日から大和川のみでなくほかの河川の水利の関係者の方に電話で水門の管理の徹底というお願いをいたしております。

おっしゃっている4カ所につきまして、当日午前中におのおの巡回をしております。その巡回した段階で樋門は閉じていたと認識をいたしているところでございま

す。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） まず最初に、水銀体温計など有害ごみについての周知でございますが、分別を徹底することについてホームページにきのうの晩かきよう載せています。（「載せてくれたんですか」と吉田議員呼ぶ）

はい。今朝確認しております。ほかの件もありまして、分別の徹底はさせていただくつもりです。1月の広報にも同じような形で載せる予定をしております。

それと、流域の面積の件でございますが、ご指摘の範囲に関しましては567haでございます。

その地域に関しまして、今現在貯留施設としてありますのは、中央体育館が510m³、青垣の関係で588m³と650m³が今現在治水能力を持っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 最後の質問ですので、水害対策だけに絞って質問させていただきます。

567haということは、私の予想より広いということですよ。520haと私は予想してますので。ですから、そこに200mmの雨が降ったら、100万トンでかかないものが降っているということになると思います。それに対して貯留能力は、いわばこれは1,600トン、1万トンにも満たないと。そしたら、全然貯留能力がないというのと一緒ですよ。これをやはりどんどんと広げていくという取り組みをしなければならないと思うんですよ。

それは全然今計画に入っていませんよね。この阪手の池は一応計画に入ってますけれども、やはりどれだけの雨が降ってどれだけ対応しなければならないかというのを検証しないといけないということが普通だと思うんですよ。検討されていないから、幾らこれ以上細かく言っても駄目ですので、やはり実際の雨が降って、県はこう言っているけれどもそれ以上要るじゃないかというところがやっぱり町として求められるんだと思いますね。

それと、ゲートですけれども、私は四ヶ大字の方に聞かせていただいたら、1人

の方は対応していませんという方でした。閉めに行っておられないという方が1人ありました。その点では、本当に閉まっていたというのがちょっとわからないですよ。その担当の方が閉めていないとおっしゃっていましたので、誰が閉められるかといったら、ゲートを閉められる人って、町の職員が閉められるんですか。その辺わからないですけども。

ですから、1つの門があいていて1分で30トンという水が流れたら、1時間で1,800トンですか、流れると。今みたいに5時間あいてあったとしたら、その5倍です。なかなか計算難しいですけども、たくさんの水が雨が降っている以上に流れ込んできているということだと思います。その点では、本当にどういう対策をしなければならないかということを考えてほしいと。

それと、先ほどは、烏米川からの取水については答弁がなかったんですけども、実際に9月12日の雨のときは柳町のまち全体が水につかったんですね。そして、アンダーパスに流れ込んだんですよ。ところが、10月22日の雨は柳町は全くつかからなかったんですよ。そして、アンダーパスも通れたんですよ。これは何が原因かと。私は烏米川からの取水だと思いますよ。今回は見に行きませんでしたけれども以前見に行ったときは、烏米川のゲートが閉まっても下に木材とかが挟まっていて、かなりの勢いで噴出していました。また、今回西竹田が逆流したという点では、水圧ってすごいんですよ。机の上だけで角度が緩いですから影響ありませんという答弁では、やはり住民の皆さん心配するんですよ。もっと町は実態を見て、いろんなケースも集めて、どうしたらいいかということを検討してほしいと思っているんですよ。そうしないと、雨が降ったらここはつかりますよということだけで済ませてもらったら困りますので、その点の水害対策について、今後どう取り組んでいかれるか、町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） ご質問ありがとうございます。

先ほどの部長の答弁でもございましたように、河川課において今現在寺川と大和川の浸水シミュレーションの解析も阪手、小阪地区においてはしていただいております。ただ、今回10月の台風に関しましては、本当に雨の量が尋常でないぐらい降ったということで、被害が拡大したというふうに認識しております。

田んぼダムだけの効果だけでは賄い切れないという認識もあり、11月中に2度、中和土木と奈良県の河川課にもちゃんと整理をしてまとめて持っていかせていただき、国のほうにも11月中に要望を出させていただき、来年度予算の中で検討をいただくということで、内水対策に対しましても何らかの措置を来年度以降とっていくように今考えております。

以上とさせていただきます。（「町の考えはないんですか。県にお願いするだけで、町の対策、こういう方向もないんですか」と吉田議員呼ぶ）

すみません。町費だけでは賄い切れない部分がありますので、県と国の財政支援をいただきながら、町として対応していきたいと考えております。（「全然答弁になっていませんよ。これをやりたいからその費用をくれというんだったらわかるけれども、費用もらえたらするわという答弁は駄目ですよ。皆聞いておられますよ」と吉田議員呼ぶ）

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、11番、吉田議員の質問を打ち切ります。続きまして、2番、山田議員。

（2番 山田英二君 登壇）

○2番（山田英二君） 議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

一般質問をさせていただく側としては、村上議員に引き続き初めての経験でございますので、不慣れな点をご容赦をお願い申し上げます。

私は今回、田原本町法令遵守推進条例について質問をさせていただきますが、元町職員でもありますので、本条例を推進していくことが公正な職務の執行や町民の皆様へに役場の業務に対する信頼を築いていただく上でとても重要であり、それが職員にとっても仕事のしやすい環境の構築につながるとの認識に立って、質問をさせていただきたいと思っております。

昨年から今年にかけて、当時私の上司でもあった前副町長が、補助金の受給団体への便宜を図った見返りに債務を免除してもらったなどとして収賄罪で逮捕されるというようなショッキングなことがあり、第三者委員会からも指摘があり、今後このようなことが起こらないよう、職員の倫理規程や補助金等の事務手続ガイドラインなどが策定されたものと認識をしております。

今回、これらの内容も含めて、明確に位置づけられたものが法令遵守推進条例であろうと思います。これは法令遵守に本格的に取り組んでいくという行政側の意気込みのあらわれだと思いますが、私自身も公平で公正な町政の実現のため、全町民の願いを条例として明確にされたものと理解をしております。そして、法令遵守はコンプライアンスとも言われておりますが、コンプライアンスを本町に根づかせたいという強い気持ちも私も持っております。しかしながら、条例制定により法令遵守を目指していくという方向性は明確に示されましたが、どんなにいい条例、制度でも、機能しなければせっかくつくった制度も役に立たない、絵に描いた餅ということになりかねないとも思っております。そういったことから、その運用は適切で、かつ公正でなければなりません。

また、この一般質問を通じて、コンプライアンスについて、さらに多くの町民の皆様が理解を深めていただくきっかけになればとも考えております。

そもそも本条例の目的は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、公務に対する町民の信頼を確保し、町民とともに公平かつ公正な町政の運営に資することを目的とされております。そういった観点も踏まえ、法令遵守推進条例に関して今回3点についてお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

法令遵守の意味を調べますと、法律や社会的な通念を守ること、ルールに従って公正・公平に業務を遂行することと解説されております。そこでまず、本町として法令遵守についてどのような見解をお持ちなのかをお尋ねいたします。

広報たわらもと11月号では、法令遵守推進条例のポイントとして、職員倫理の遵守と公益通報制度、特定要求行為の記録、報告、不当要求行為への対応が条例で位置づけられていると紹介されています。今回の条例制定までのこれらに対する本町の対応はどうであったのか、条例制定後との違いも含めご説明いただきたいと思っております。

また、これらの制度を運用し、法令遵守を推進していくためには推進体制が必要と思われる。3点目といたしまして、法令遵守の推進体制について説明をお願いしたいと思います。

以上です。

なお、再質問は自席からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

（町長公室長 植田知孝君 登壇）

○町長公室長（植田知孝君） 2番、山田議員の「法令遵守推進条例について」のご質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、本条例の目的は、公務に対する町民の信頼を確保し、町民とともに公平かつ公正な町政の運営に資することを目的に来年1月から施行いたしますもので、法令遵守を推進するという本町の基本的な考え方を条例に位置づけるとともに、職員倫理の遵守や内部公益通報、特定要求行為への対応など、法令遵守体制の大枠を示したものでございます。

そこで、議員お尋ねの「法令遵守についての見解は」についてでございますが、自治体の職員が法令を遵守し、公正な職務を執行するのは当然のことでございますが、法令遵守という考え方は、法令の趣旨、目的を理解し、法令により禁止されていることは行わない、法令に定められていることだけを行うというだけの姿勢ではなく、法令により禁止されていないが、それを行えば町民の信頼を損なうおそれがあることは行わない、また、法令には直接定められてはいないが、それを行うことが町民のためになる行為は行うといったより高い倫理観を目指しており、町民の要請に柔軟に反応し、公平かつ公正な職務を行うこと、まさに町職員に期待されている倫理観を目指しているものでございます。そのためにも、条例により、法令遵守体制を役場内の組織文化としてしっかりと浸透させていきたいと考えているものでございます。

続きまして、「これまでの本町の対応と条例制定後との違いは」のご質問でございますが、これまでの町の対応が全くの手つかず状態であったということではございません。職員からの公益通報制度の創設、暴力的な行為への対応として、行政安全対策指導員を採用し秩序の維持を図るとともに、職員に対してはコンプライアンス研修を実施し、一定の効果を上げてきたところでございます。

しかしながら、不当要求への対応や職員の倫理行動基準をはじめ、組織として明確な統一したルールがなかったことから、それらへの対応が各所属や職員に委ねられていた部分があり、結果的には曖昧な対応になっていたと言わざるを得ないと考

えております。

今回の法令遵守推進条例の制定により、これらの曖昧な点について条例で明確に法令遵守を推進していく体制を位置づけるとともに、いろいろな要求行為に係る記録や報告体制を制度化することなどにより組織的な対応が可能となり、職員が統一した基準により、毅然とした適切な対応を行えるようになるものと考えております。それにより、いわゆる口ききや働きかけなどの防止に効果があると考えておりますほか、倫理規程も含め、職員が認識すべき倫理行動基準を示したことで、職務に係る職員倫理の保持にも各職員が的確に判断できるようになるものと考えております。

次に、「法令遵守の推進体制は」のご質問につきましては、先ほども申し上げましたとおり、特定要求行為などに係る記録と管理職員への報告、そして組織としての対応をとることがまず推進していく上での大きなポイントでございます。そして、管理職員が部下からの報告を所属だけで判断するのではなく、組織的な対応を行っていくため、庁内で設置する法令遵守対策会議や法令の専門的知識を有する外部委員の方々による法令遵守推進委員会での専門的な判断も踏まえ、対応しながら、コンプライアンス制度の透明性の向上のため、毎年の運用状況の公表も行っていきます。

また、内部公益通報制度の対象者を、町と契約を締結している事業所に従事する者にも拡充したほか、職員の倫理行動基準を具体化した職員倫理規程の制定等、違法・不当な事実は隠さない、職員が町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るための取り組みを進めることで、より一層公平・公正な行政サービスが提供できるものと考えているところでございます。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 2番、山田議員。

○2番（山田英二君） ご答弁ありがとうございます。

法令遵守が法令の規定どおり事務を行うということだけではなく、規定の趣旨を理解した上で、公平・公正の観点から町民目線の柔軟な対応を検討していく。もちろん、法令の規定を逸脱した対応はできないわけですが、思いとしては私も全く同感であります。しかしながら、条例を制定しただけでは役場内の法令遵守を徹

底していけるとも思えません。そこで、2回目の質問をさせていただきます。

取り組んでいく全ての職員が条例の趣旨を理解し、コンプライアンスに取り組んでいけるようどのように徹底を図っていくのか、お答えをお願いいたします。

2点目に、また、条例にも規定がありますが、法令遵守の推進に町民の皆さんの理解や協力がなぜ必要なのか、そのあたりの考え方もご説明いただきたいと思えます。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） すみません。まず、コンプライアンスに取り組んでいく上でどのように徹底していくのかについてでございますが、法令遵守の推進は、議員おっしゃるとおり絵に描いた餅では機能いたしません。職員一人一人のコンプライアンス感覚の涵養が重要でございます。

町といたしましては、条例の施行までに全ての職員に条例の解説、考え方を示しますとともに、内部公益通報制度や特定要求行為への対応について、対応フローを示したコンプライアンスマニュアルを配布いたします。今月も予定しておりますが、そのコンプライアンスマニュアルに沿った職員研修を全職員に対し実施する予定をしております、統一的な対応を徹底していきたいと考えているところでございます。

今後とも職員研修等を繰り返すことで職員の意識改革を着実に図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、町民の皆さんからのご理解、ご協力はなぜ必要なのかということでございますが、町政における公正な職務の執行を確保いたしますためには、まず第一に職員が自覚を持って公正な職務を執行することが必要であることは言うまでもありません。それに加えて、町民や町政にかかわりのある方々に常に町政運営に関心を持っていただきまして、法令遵守や公正・公平な職務執行にご理解とご協力いただくことも法令遵守の推進には極めて重要であると考えております。そのためには、町民の皆様への丁寧な説明、対応をより一層心がけてまいりたいと考えているところでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 山田議員。

○2番（山田英二君） ご答弁どうもありがとうございました。

しっかりと職員研修を実施して、法令遵守の認識を徹底していただきたいと思
いますし、私自身もコンプライアンスの感覚をともに磨いていきたいと思
います。

最後に町長にお伺いしたいと思いますが、組織のトップである町長のリーダ
ーシップによるこの件に関しては大きいのではないかと私は考えますが、町
長の今後の取り組みに対する意気込みをお聞きさせていただいて、一般質
問を締めくくりたいと思います。ご答弁よろしくお願ひしたいと思
います。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） ご質問ありがとうございます。

法令遵守条例は、県内では奈良市と生駒市と大和高田がされているというふう
にお聞きしております。町村では田原本町が初めての事例ということで、県内では4
例目というふうになっております。

この先進市の事例も見ながらでございますが、先ほどの2回目の質問でもあり
ましたようにつくただけでは意味がございませんので、しっかりと職員に徹底、ど
ういうふうに推進していくかということと落とし込んでいって、研修をして、組織
として対応できる体制をつくっていきたい。それが町民の行政に対する信託につな
がってくるというふうに考えておりますので、私自身も含めて精力的に取り組んで
まいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、2番、山田議員の一般質問を打ち切り
ます。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（植田昌孝君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、古立議員。

（8番 古立憲昭君 登壇）

○8番（古立憲昭君） 議長のご指名をいただきまして、通告どおり一般質問をさせ

ていただきます。

まず、今、2018年度介護保険の改正について、現在、国会で診療・介護報酬の同時改訂に向けた議論が本格化しております。この診療・介護報酬の改訂は大きく2つのポイントに分けられております。1つ目は地域包括ケアシステムの深化・推進と、2つ目は介護保険制度の持続可能性の確保でございます。

その1つ目の地域包括ケアシステムの深化・推進は、さらに3つの項目に分けられております。

1つは、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能等の取り組みの推進。つまり、全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援、重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化でございます。

2つ目としては、医療・介護の連携の推進。日常的な医学管理や看取りターミナルなどの機能と生活施設等としての機能とを兼ね備えた新たな介護施設の創設でございます。

また、3つ目として、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進。いわゆる市町村による地域住民と行政等との包括支援体制をつくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務でございます。この高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害者福祉制度に新たな共生型サービスを位置づけるとなっております。

次に、2番目の介護保険制度の持続可能性の確保では、2つに分かれております。

1つは、2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割とする。2つ目としては、介護納付金への総報酬割導入でございます。

以上、この5項目に関して、本町への影響をお聞かせください。

さて、この中で、焦点の一つが訪問介護サービスで、掃除や調理などを行う生活援助の見直しです。

訪問介護は、利用者の自宅で入浴や食事などの介護を行う身体介護と、掃除や洗濯などのサービスを提供する生活援助の2つに分かれています。そして、訪問介護の事業所数と利用者数は、ともに増加傾向にあります。このうち生活援助については、サービスの自己負担額が1回当たり数百円程度で済むため、月に数十回も使われるケースが見受けられ、そのため、人材不足につながってきております。その一

方、きめ細かなサービスを行う上では、頻繁な利用は必要なものとの声も上がっております。

そこでお聞きしますが、本町の生活援助の実態と今後の対策または方針をお聞かせください。

次に、学校給食の無償化についてお聞きをいたします。

本町は、平成31年度より中学校給食を実施予定で、現在実施すべく計画が進捗しております。この中学校給食の実施に当たり、今回、町議会選挙で多くの住民の方々とお話をしました。中学校給食の実施実現に大変喜びと期待を持っておられ、実際ひしひしと感じました。また、中には半信半疑の方もおられましたが、住民の期待の大きいこの施策が31年度に実施できるよう、町長の決意をお聞きいたします。

そして、この学校給食無償化については、国は調査に入っております。すなわち、学校給食無償化の地方自治体における実施状況を把握、すなわち導入の有無のみならず、導入の経緯や導入後の効果や課題等を文科省として把握し、学校給食無償化に向けて、環境整備を進めようとしております。

そこでお聞きします。

本町にも、文科省から学校給食無償化等調査についての調査依頼がありましたか。また、もしありましたら、調査の質問に対してどのように回答されましたか、お聞きをいたします。

この給食無償化は家計の負担軽減、徴収業務がなくなることになる教職員の負担軽減、貧困対策、または人口減少に悩む子育て世代の移住・定住につながる効果が出てくると言われております。田原本町第4次総合計画の第1章、子育ての願いをかなえるまちづくり、まさに多くの住民に期待されているこの学校給食無償化への対応、本町のお考えをお聞かせください。

次に、小・中学校の空調（冷房）についてお聞きをいたします。

この問題は、もう既に西川議員がお聞きしておりますが、また、所管の総務文教のほうでございしますが、あえて私もお聞きしたく、質問させていただきます。

文部科学省では、公立学校施設における空調（冷房）の設置状況について、平成10年度よりおおむね3年に一度、調査を実施しております。そして、平成29年

度の調査結果が出ており、それによると、公立小学校における普通教室、特別教室の全保有教室82万532室で、空調（冷房）設備を設置している室数は34万2,267室であり、設置率は41.7%です。前回の26年の調査では、設置率は29.9%と、わずか3年で11.8%増でした。また、幼稚園は58.3%で、前回41.3%で、幼稚園も前回より17%増加しております。

ちなみに3年ごとの調査ですが、公立小・中学校は、平成10年では6.6%、平成19年では15.3%、平成22年では18.9%、平成26年では29.9%、そして、今年度41.7%と、26年、29年で大きく伸びております。

奈良県においては、普通教室と特別教室では残念ながら18.4%と、全国平均の41.7%より大きく下回っております。特にここ数年、温暖化の影響で夏場は猛暑が続いており、その対策が毎年話題になっております。その中で子どもたちは暑い教室で頑張って勉学に励んでくれております。私たちと違って、今の子どもたちは生まれたときからクーラーに接しており、家庭、塾、車など今やクーラーのないところは通学路と教室だけでは子どもたちは言うておりました。子どもたちの健康や勉学の環境を整えるためにも、クーラーの設置は重要と考えますが、本町のお考えをお聞かせください。

以上で、壇上の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 教育長。

（教育長 植島幹雄君 登壇）

○教育長（植島幹雄君） 8番、古立議員の第2番目、「学校給食無償化について」のご質問にお答えいたします。

まず、中学校給食実施についてのお尋ねですが、現在、給食調理棟建設に係る実施計画を行っているところで、交付申請している国庫補助金が予定どおり来年4月に採択されますと、給食調理棟及び附属施設等の建設工事に着手して、平成31年度の第2学期からの実施を目指してまいります。

次に、文部科学省からの学校給食無償化等調査については、ことし9月15日付で県教育委員会を經由して、調査票が届いております。

この調査は、一部の自治体で行われている保護者負担を無償等とする独自の支援について、各自治体の取り組み状況等の実施を把握するためのもので、問1から3

で、学校給食の実施状況等を尋ね、問4では「平成29年度において学校給食費の無償化を実施していますか。」との設問があり、回答の選択肢にある「無償化等を実施していない。」と回答いたしました。この4番で「実施している。」と回答した自治体は、後の問いで、自治体の人口数、公立学校数・児童生徒数、無償化等の開始時期・要する所要額、無償化開始の目的・至った経緯、無償化による成果・課題等の設問に答えることとなります。

次に、学校給食無償化への対応につきましては、議員お述べのように、給食費無償化により、保護者の経済的負担が軽減され、教職員の給食費徴収も不要となり、また、子育て世代の定住促進等が見込まれると言われていたところでございます。しかしながら、学校給食を無償化した場合、毎年多額の財源が必要となることから、幼稚園舎の耐震改修、中学校給食実施といった大型事業に取り組んでいる現状では、早急な実施は困難と考えており、今後、近隣自治体の情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 続きまして、第1番目、「2018年度介護保険改正について」のご質問にお答えいたします。

この改正につきましては議員お述べのとおりでございますが、本町におきましては、ただいま高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害（児）福祉計画、子ども・子育て支援事業計画の上位に位置します地域福祉計画の策定を進めており、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進しているところでございます。

地域包括ケアシステムの深化・推進につきましては、自立支援・重度化防止に向けて地域包括支援センターとの連携強化を図るとともに、認知症施策の普及・啓発と主に国保中央病院を軸として4町（田原本町・広陵町・川西町・三宅町）で医療・介護の連携強化に向けた取り組みを進めているところでございます。

次に、介護保険制度の持続可能性の確保につきましては、本町における介護保険被保険者9,664人（今年7月末現在）のうち、2割負担の対象者は154人で

あり、今回改正の対象となる3割負担の対象者は70名程度になると思われます。

総報酬割の導入につきましては、各医療保険者に賦課されておりました第2号被保険者に係る介護納付金について、これまで加入者数に応じて負担していたものを、健保組合や共済組合などの被用者保険者について、報酬額に比例した負担とするものでございます。

次に、生活援助の実態と今後の対策・方針につきましては、本町におきましては、生活援助のみの利用者は100名程度おられ、そのうち月50回以上利用されている方は数名のみとなっております。

生活援助は老老介護や独居高齢者の暮らしを支えるものでございますが、一方で過剰なサービス利用は介護予防や体力の維持向上を妨げるものになってしまうおそれもあることから、いま一度自分でできることはないか再確認していただくとともに、独居で頻繁に生活援助のサービスが必要な方は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの利用などについても検討いただくことが必要ではないかと考えております。

また、利用者の方のケアプランを作成する居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されることから、本町におきましてもケアプランチェックや事業所に対する実地指導を通して適正・適切なサービスが提供されるよう、介護サービス適正化事業についても強化していくこととしております。

いずれにしましても、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域での見守り・援助が必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

（教育部長 竹島基量君 登壇）

○教育部長（竹島基量君） 続きまして、第3番目、「学校の空調（冷房）設置について」のご質問にお答えいたします。

平成28年第2回定例会の一般質問において、議員からクーラーの設置計画についてお尋ねをいただき、普通教室への空調設備の設置は熱中症対策に有効な手段であり、先進地の事例を参考に検討してまいります。多額の初期費用とランニングコストが大きな課題となり、財政状況などを勘案しながら、今後も調査研究を進め

てまいりたいとの答弁をさせていただいております。

議員お述べのとおり、子どもたちの健康や勉学の環境を整える上において、クーラーの設置は大変重要なこととございます。現時点におきましては、先ほど教育長が西川議員のご質問にお答えしましたように、学校施設の長寿命化計画策定の中で検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 古立議員。

○8番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございます。

ではもう一度、二、三、お聞きします。

中学校給食の実施なんですけれども、31年度の2学期からということなんですけれども、それも補助金はどうなるかわからないので、その辺ではまた延びる可能性もあると思うんですけれども、どちらにしましても、保護者の皆さん方は大変期待をされておりますし、もし、国のほうから補助金がつかなくても、単費でもやっていただきたいなと思って考えておるんですけれども、その辺の町長のお考えをぜひともお聞きしたいなと思いますので、よろしくお願いいいたします。

それと、学校給食の無償化の件なんですけれども、これはまだまだ進んでいないんですけれども、やはり先ほど述べましたように、これは必ず検討していただきたい部分なんです。まだ給食施設もできていないのに、無償がどうのこうのとは言えませんので、まず実施段階になったときに、ぜひともこの件は検討していただきたい。これも保護者の方の切なる希望が多かった課題とございますので、その辺のところ、再度落ちついてから検討されるかどうかということをもう一度お聞きしたいと思っております。確かに大型事業がいっぱいありますので大変だと思うんですけれども、述べられているとおり、近隣自治体がどうのこうのというのじゃなくて、田原本町としてどう考えているんだというきちんとした方向性を早急に固めてもらいたいと思っておりますので、その辺のご意見もちょっとお聞きしたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

それと、クーラーの設置なんですけれども、学校施設の長寿命化計画と同時に考えていくと述べておられるんですけれども、学校施設の長寿命化計画とは、クーラーとはちょっと関連がないような気がするんです。その長寿命化なんて待っていた

ら、クーラーなんていつまでたってもできませんので、子どもたちが、この夏の熱中症で困っているのは、もう今なんです。そこで、きちんとその辺のところを頭に入れていただいて、お隣の広陵町でも、ことしの夏、全部つけました。コストが高いから電気ではなくて、ガスを投入している。その辺のことを考えて、やはり田原本町も、子どもたちのことを考えるならば、クーラーの設置をきちんと考えていたいただきたいなと思いますので、再度ご答弁よろしくお願いいたします。

それと、介護保険の改正なんですけれども、この中で重要なポイントとして上げました生活援助のことなんですけれども、これからどんどん生活援助が幅広くなってくると思います。だから、よほどしっかり検討してやってもらわないと大変になってくると思います。利用される方がふえてくると思います。それで、特に検討していただきたいのが生ごみの個別収集、高齢者の方が集積所まで持っていけないとか、特に8時半だから早くてもとてじゃないけれども持っていけないという話が出てきていますので、その辺の個別収集に関して、もうあっちこっちの自治体やっています。ふれあい収集とか、にこにこ収集とかいう形でやっていますので、これはもうぜひとも考えていただきたいなと思うんです。というのは、以前ごみが値上げになったとき、この辺の話も出たんですけれども、残念ながら清掃関係ですので産業建設部の所轄だったので、なかなかそこまで行かなかったと思うんですけれども、これはやはり高齢者という観点から見た場合に、やっぱり住民福祉部から発案していただいて、そして、清掃業務のほうにいくという横串を刺していただきたいと思っているんですね。そういった事業がこれから大切かなと思います。

それと、このごみの個別収集についてもそうですし、次に私が言いたいのは、買い物弱者が田原本町にも出てきております。その辺のことも踏まえて、この辺をどう今後住民福祉部として提案し、横串を刺していくかということを、ちょっと方向性を教えていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず、中学校給食の実現でございますけれども、今現在は先ほども答弁させていただいたとおり、国の補助がありますので、それを必ず取りに行くという意気込みで、今、させていただいております。この採択を待たずに単費でもやるかということはやはりちょっと申し上げることはできませんので、今、私

が言えるのは、国の補助にのれるように、その補助金を何としてもこの事業に取りに行きたいという思いで、今、各方面に動かしていただいておりますので、まずはそのように答弁をさせていただきたいと思っております。

また、学校給食の無償化に関しましても、この動きが全国でも広がり始めているというふうには私も認識しております。子どもの貧困対策、貧困から来る学力への影響等、また、子ども食堂等の普及ということで、いろんな形でこの給食の無償化ということの動きも理解をしておりますので、否定はせずに検討課題の中に入れさせていただき、課題として取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 教育長。

○教育長（植島幹雄君） 空調施設の設置につきましては、議員お述べのとおり、喫緊の課題であるというふうに認識しております。ただ、先ほども述べましたように、財政面の問題もございます。ただ、住民の方々のご意見等もしっかり受けとめながら、学校施設の改修等も含めて、優先順位の中で重要課題と位置づけて、今後検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 買い物、ごみ出しなどにつきまして、これは生活支援と申しますが、このことにつきましては、介護保険制度の持続可能性を高めるためには、やはり地域の多様な主体、人材を活用しないといけないということで考えております。具体的には、田原本町が主体的に総合事業に取り組みまして、生活支援、介護予防の充実に努める必要があるとされておりまして、ここから具体的なんですけれども、地域の方々やボランティア、NPOといった方々の主体的な互助活動としての体制づくりをもっと積極的に進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 古立議員。

○8番（古立憲昭君） ありがとうございます。

ちょっと一つ、僕も聞くのを忘れていたんですけれども、総報酬割の導入がされるんですけれども、これによって、いわゆる国保会計がどういうふうになるのか、少しは潤うのか、その辺がわかれば教えてほしいなと思っておりますので、よろしくお願

いします。

どっちにしましても、学校・教育関係がものすごく予算が要るような事態が、今、現状起こってきておりますし、それと防災関係も非常にお金が要るような事態が起こってきております。そういった中から、従来とは違った予算編成をしなければならぬのではないかと思うんですけれども、その辺のこと、町長は学校教育と防災に関して、予算編成はどう考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 総報酬割の導入によります町の影響なんですけれども、結局、国民健康保険につきましては、今回の介護納付の改正は対象となっておりませんので、本町につきましては、国民健康保険ということにつきましては、影響がないという形になっております。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） 予算編成でございますが、今、進めておるところでございます。その中でも、やはりニーズの上の防災、先ほども吉田議員の質問にもございましたけれども、単費だけではどうしても賄い切れない部分がございますので、しっかりと県と国、特に国の事業に乗れるような形で、その交付金を活用しながら、町に利用できる防災の交付金を使っていきたいと考えております。それは同じように教育関係でもございます。教育でも、先ほど申しました中学校給食もまずは予算を国に出していただきたいということでございますけれども、防災、そして教育関係の整備に関しましては、恐らくちょっと重点のほうは多く配分をさせていただき、幼稚園の耐震化もございますので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、8番、古立議員の質問を打ち切ります。

続きまして、1番、梶木議員。

（1番 梶木裕文君 登壇）

○1番（梶木裕文君） 議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

1、賑わいと活力のある田原本町について。

田原本青垣生涯学習センターの活用について質問いたします。

田原本町第4次総合計画の中では、公民館、弥生の里ホール、図書館を有する田原本青垣生涯学習センターが、生涯学習の核施設との位置づけになっております。私もこのすばらしい立派な田原本青垣生涯学習センターを中心に、町を活気づけていくべきだと考えております。

田原本青垣生涯学習センターができてから13年が経過いたしました。今まで見てきた感じでは、この施設が町の核施設になっているとは疑問でなりません。私はぜひこの立派な施設が町の核施設、そして、中心となって活躍できる施設になってほしいと願っております。

そんな田原本青垣生涯学習センターを町内外の皆様にもっと利用、もっと活用していただき、そして知っていただく。そのためには情報発信がとても大切です。町も広報誌、ウェブサイトなど、情報ネットワーク環境の整備が大事だとおっしゃっております。

そこで質問です。

その情報発信について、どのような手段を用い、その中でどのような工夫をされておられるのか、お示してください。

続きまして、道の駅「レスティ唐古・鍵」、唐古・鍵遺跡史跡公園について質問いたします。

ただいま建設中の唐古・鍵遺跡史跡公園内に遺構展示情報館が建設されます。それに合わせて、生涯学習センター内の唐古・鍵考古学ミュージアムも現在リニューアル工事が行われております。住民の方からは、新しくできる史跡公園内の遺構展示情報館に唐古・鍵考古学ミュージアムを一本化したほうがよいのではとの声も多く耳にしております。

そこで質問です。

この2つの施設はどのようなコンセプトでつくり、どのような活用方法を考えているのか、また、離れている2つの施設や道の駅との連携、諸施設の利用者の増加につながる取り組みなど、町の考えをお聞かせください。

さて、道の駅のオープンまで約四、五カ月となりました。オープンに合わせて道の駅また田原本町に人を呼び込むためのこの大事な期間、町はどのような取り組み

でどのような情報発信等を行っていかれるのか、合わせてご回答願います。

2、清掃工場跡地の活用について。

私の地元にある清掃工場跡地の活用についてお聞きいたします。

現在、清掃工場跡地検討委員会において、その活用方法が検討されていると聞いております。今現在出ている案といたしましては、跡地活用について、防災公園の方向性と委員の方からお聞きしております。さらに方向性は検討中であり、これからさまざまな案を取り入れ構想が練られていくと思います。私も防災公園としての活用については大賛成でございます。

そこで質問です。

町は清掃工場跡地利用、活用方法についてどのような案を考えているのかお示しください。

続きまして、清掃工場解体後の調査について質問いたします。

現在、着工しております清掃工場解体工事に当たり、準備工から順に解体工事が施工されております。

そこでお聞きいたします。

清掃工場解体後、跡地の地質調査は行いますか。ご回答願います。

以上で、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

（教育部長 竹島基量君 登壇）

○教育部長（竹島基量君） 1番、梶木議員の第1番目、「賑わいと活力のある田原本町について」のご質問にお答えいたします。

まず、田原本生涯学習センターの活用についてのお尋ねでございます。

このセンターは平成16年の開館以来、本町の文化活動や生涯学習の交流拠点として、イベントの開催や公民館学習をはじめとした住民の方々の自発的な学習活動を積極的に支援するとともに、生涯学習に関する施設の総合的推進を図り、文化団体などが活動の成果を発表できる環境の整備に努めてまいりました。

お尋ねの情報発信につきましては、「広報たわらもと」においては、弥生の里ホールイベント情報や図書館のコーナーなどを掲載し、また、町公式ホームページでは、青垣生涯学習センター、唐古・鍵考古学ミュージアム、図書館のサイトを設

け、施設の概要をはじめ、利用情報等をわかりやすく表示しております。

今後はさらに利用者のニーズの把握に努め、イベントや公民館学習等をより充実したものにするとともに、報道機関に情報を提供し、そのメディアに主体的に報道してもらおうパブリシティも積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、唐古・鍵遺跡史跡公園についてのご質問にお答えいたします。

来年4月開園予定の唐古・鍵遺跡史跡公園は、遺構展示情報館、大環濠、多重環濠、生活体験広場等からなり、訪れる人たちに唐古・鍵遺跡をより深く知っていただき、楽しんでもらえるような施設を目指しております。

この史跡公園の敷地は、文化財保護法による史跡地であることから、同法及び補助金の要綱上、史跡地内の建築物に制限があり、遺構を展示するものに限られるため、文化庁等の協議を経て、遺構展示情報館を建設することになったものでございます。現在、工事が進んでおりますが、ここに唐古・鍵考古学ミュージアムに開館当初からその一部が展示されていた大型建物跡の柱穴を剥ぎ取った遺構を移設し、全容とその大きさが体感できるよう展示いたします。

一方、ミュージアムでは、膨大な出土遺構の中からよりすぐりの逸品や弥生学習の理解が深められるような遺物をよりよい環境のもとで展示できるよう、リニューアル工事を進めております。

このように、唐古・鍵遺跡から出土した遺物はミュージアムに展示し、遺構や弥生の風景については史跡公園にというふうに、大きく遺物と遺跡というすみ分けを行っています。

活用方法といたしましては、訪れる方々のニーズを考え、史跡公園では屋外型の体験学習や現地ガイド、自然学習等を実施し、ミュージアムでは館内見学や屋内型の体験学習、講演会、企画展示などを開催することにより、集客を図ってまいりたいと考えております。

また、ミュージアムと史跡公園、道の駅「レストィ唐古・鍵」の間については、徒歩等の移動がわかりやすく、楽しんで散策できるように、路面案内板を今年度事業で設置いたします。これらにより、ミュージアムに来られる考古学ファンなどを史跡公園へ、また、史跡公園、道の駅に来られる観光客などをミュージアムへと導く人の流れをつくり出し、チラシやホームページ、SNS、さらに現地での案内等

で情報発信しながら、施設間の相乗効果が得られるような連携を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森 博康君 登壇）

○産業建設部長（森 博康君） 引き続き、第1番目、「賑わいと活力のある田原本町について」のご質問にお答えいたします。

道の駅「レスティ唐古・鍵」につきましては、先月17日に奈良県の14番目の道の駅として登録され、今月1日に登録証の伝達式を行ったところでございます。来年4月のオープンに向け、指定管理者である奈良交通株式会社とともに、より多くの来訪者に訪れていただけるよう、取り組んでいきたいと考えております。

この道の駅は奈良盆地の中央部に位置し、京奈和自動車道三宅インター近傍の立地条件を生かし、県中南和地域の歴史文化観光の総合玄関口として、周辺市町村と連携し、広域観光の情報発信を行ってまいります。

取り組みの一環としては、先月19日に青垣生涯学習センターにおいて、飛鳥川流域の橿原市、高取町、明日香村、川西町、三宅町の6市町村により、日本旅行のカリスマ添乗員の平田進也氏を招き、6市町村長を交えた飛鳥川沿い地域の6市町村広域観光シンポジウムの開催や、桜井市、天理市、川西町、三宅町によるヤマト地域連携推進協議会での広域的な観光情報の発信、また、日本自動車連盟奈良支部との観光協定により、JAFによる自動車ユーザーを対象とした道の駅の紹介など、周辺市町村などと連携し、広域的な観光情報などの提供を行うことにより、積極的な来訪者の誘致を進めたいと考えております。特に女性に人気のある道の駅を目指したいと考えることから、この施設規模では多いと思われる20基の魅了される女性トイレやパウダーコーナーなどを設置し、魅力ある施設にしたいと考えております。また、町職員から成る女性プロジェクトチームを結成し、女性ならではの発想などを指定管理者に提案するなど、女性が訪れやすい施設にしたいと考えています。

また、この道の駅は、唐古・鍵遺跡史跡公園のコンシェルジュとして、主要通路を利用し、唐古・鍵遺跡史跡公園や唐古・鍵考古学ミュージアムの紹介などを行うことで、来訪者を公園やミュージアムへも導きたいと考えております。

また、本町は昔から農業の町と言われるように、農業が盛んに行われており、田原本町産の安心・安全な農産物をはじめ、地元特産品や周辺地域のお土産など、ここでこそのおもてなしの場を提供できるよう取り組むとともに、創意工夫し、積極的にPRを行いたいと考えております。

なお、来年4月のオープン時には、シャトルバスの臨時運行やインバウンドを対象とした関空からのツアー客の誘致などを指定管理者と協議しており、多方面から来訪していただける道の駅を目指したいと考えております。

次に、第2番目、「清掃工場跡地活用について」のご質問にお答えいたします。

田原本町清掃工場の跡地活用につきましては、田原本町清掃工場跡地利用検討委員会を先月17日に開催し、解体工事後の跡地、約8,200㎡の有効な活用について話し合われた中で、議員お述べのように、防災機能を備えた公園施設という意見が多く出され、大きな意味での防災公園として意見集約されたところでございます。施設設備や機能面、また、通常時の活用方法などにつきまして、住民に喜んでいただける施設、役に立つ施設を検討委員会の中で意見を賜りながら行ってまいりたいと考えております。

次に、清掃工場解体後の地質調査につきましては、清掃工場解体工事は、平成31年2月28日の完了に向けて、現在、鋭意施工中でございます。本解体工事は、建物、地中梁、基礎杭、地中埋設管、表層アスファルトなど、旧清掃工場の構造物の解体撤去が目的でございます。それら構造物を撤去するために、広範囲を掘削した後、埋め戻しには購入土を用い、砕石などで整地いたします。清掃工場が建設された当時、広範囲で掘削されていると聞いておりますので、解体工事以外での地質調査などの実施は予定しておりません。

なお、環境調査につきましては、土壌汚染などの調査を本解体工事完了後、速やかに地元協議の上、実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 1番、梶木議員。

○1番（梶木裕文君） 幾つかご質問したいのですが、まず、情報発信についての答弁の中で、ホームページや広報、メディアへの露出で情報発信していくというのはわかりました。現在、発信しているのもわかりました。確かに情報発信の手段と

してはわかるのですが、その中で一体どのような工夫をなさっているのかお聞きしたいのですけれども、ホームページに掲載する、広報を出すだけでは、皆様に見ていただけないのではないのでしょうか。情報発信したものを見ていただくための工夫が私は非常に大事だと思いますが、何かされておられるのならば、お示しいただきたいと思います。

そして、聞くところによりますと、生涯学習センターにある図書館の利用者が、同規模の市町村だと全国で5番目の利用者実績のある大変人気の図書館と伺っております。土日にもなると、朝並んで開館を待っておられる方もいるとお聞きしております。

そこでお聞きしたいのですが、この全国5位という人気の図書館を利用されている方々に対して、どのような情報発信をなさっておられますか。さらに、この5位の順位を上げる取り組みとしてどのようなことを行っておられるのか、お示してください。

続いての道の駅、史跡公園等の連携、コンセプトをお聞きして思うのですが、町のお考えといたしましては、道の駅に来られた一般の方が史跡公園を訪れ、そして、さらに青垣のミュージアムにも行っていただき、入館者をふやしていただきたいということをおっしゃっております。

ミュージアムに来られた考古学ファンの方は、ミュージアムから史跡公園にとおっしゃっております。新しくできる考古学ミュージアムは、今までの考古学ファンを対象にしていたものから、これからは一般の方を対象にした、少しそういった内容になっていくということですよ。

では、道の駅、史跡公園に来ていただいた方に、青垣のミュージアムに行ってくださいのための何か取り組み、史跡公園に来ていただいた一般の方に、生涯学習センターのミュージアムに行きたい。そう思ってもらえる演出と、そして、考古学ミュージアム見学後の生涯学習センター内でのその後のフォロー等を考えておられるのか、お聞きいたします。

これまでは考古学ファンの方に来ていただいておりましたが、これからは、これからお越しいただく一般の方に、考古学って楽しいとそう思ってもらい、そして、ファンになってもらい、唐古・鍵遺跡を支えてもらわなければいけないと思います。

一般の方にたくさん来ていただくための考古学ミュージアムにしていかななくてはならないと思います。そのためにはいろいろなサービスを考えて、集客力を伸ばさなくてはならないと思いますので、お聞かせください。

続きまして、ただいま建設中の道の駅のオープンまでの取り組みについてのご答弁ですが、先ほどご答弁いただきましたのは、ほとんどオープンしてからの取り組みかと思いますが、私は道の駅オープンまでのこの助走の期間に、いかに道の駅に対する期待感を上げていくことが大事だと考えております。

いま一度お聞きいたします。

町内の皆様にはもちろん、県内、全国、シルクロードの最終地点である唐古・鍵遺跡を全世界に向け情報発信を行い、この道の駅に対する期待感を今、高めていかななくてはなりません。そのためにこの期間、皆様に期待感を持っていただくために、どのような企画をお考えか、お尋ねいたします。

続きまして、清掃工場跡地として検討中の防災公園についてですが、この場所は田原本町の西の端で、すぐ隣が広陵町の百済、少し北に行くと三宅町、少し南には橿原市が隣接しております。有事の際はもちろん、お隣の市や町も被害を受けます。

そこで質問です。

町はそういった有事の際に、広陵町や三宅町と近隣の市や町からの被災者の受け入れは考えておられますか、お示してください。

そして、清掃工場跡地活用といたしましては、今後方向性が決まっていくと思います。先ほどからも出てきておりますが、北校区に、間もなく大きな史跡公園ができます。私は、この清掃工場跡地利用の方向性としては、ふだんは地域住民皆様が気軽にスポーツを楽しめる場所、そして、コミュニティーの場として活用でき、有事の際には西の防災拠点として活用できる施設にと考えております。

町の総合計画では「潤いや喜びを与える学びとスポーツのまちづくり」の中の取り組みといたしまして、政策2「スポーツ・レクリエーション」の中でも、町民のスポーツニーズに応じた充実、誰もが健康に生き生きとした暮らしを送ることができるよう、幅広い年齢層に対応したスポーツ・レクリエーション活動の普及・啓発を図るとおっしゃっております。清掃工場跡地に隣接するかなり古くなったやすらぎ体育館の今後の利用についても課題とおっしゃっております。

ぜひ今回、このタイミングでスクラップ・アンド・ビルドを取り入れていただき、これからできようとしている施設、今ある公園、体育館、福祉センターを複合的に考え、ここを有効活用できるようにするにはどうすべきかを考案していただきたいと思います。これからさらに進む高齢化社会に向けて、その生きがいつくりや親子の交流、子どもの体力づくりの増進に努めていかななくてはならない。私は地域スポーツを通じて、健康増進、健康寿命の延伸や地域コミュニティーの再生、地域経済の活性化につなげていきたい。そのために本町にももっと気軽に体を動かせる場所、そんな場所が必要だと考えております。

健康寿命という意味では、運動習慣を身につけてもらうことが大切です。スポーツは医療や介護といった社会課題を解決する一つ的手段になり得ると思います。ぜひそんな跡地活用を考えていただきたいと思います。町としての清掃工場跡地利用の考えの中では、私の思うようなところは入っているのか、お聞きいたします。

そして、解体後の地質調査はしないということですが、私が聞くところによりますと、昔はこの場所で野焼きをされていて、そして、今の清掃工場ができる前の焼却場の灰とか、ごみを持ってきて、たくさん埋まっているとお聞きしております。ぜひ解体後、更地になった状態でボーリング調査等しっかりとすべきだと思いますが、改めてお聞きいたします。解体後の地質調査はなさいますか。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） まず、情報発信の工夫についてお尋ねですが、先ほど申し上げました町公式ホームページでは、情報発信のほかに弥生の里ホールの空き状況の確認や公民館については空き情報の確認と施設予約、そういったこともできます。また、イベントや事業を行う際には、ポスターを自治会の掲示板であったり、町の公共施設などに掲示することもありますし、イベントの内容によっては、対象年齢にもよりますが、町立幼稚園、小・中学校などにもポスターの掲示、保護者へのチラシの配布等を依頼するなどの工夫をしております。

次に、図書館の利用促進につきましては、現在インターネットの普及等により、読書離れが進んでいると言われる中、子どもの読書活動の推進にも力を入れております。このほか、講座や教室を開催するなど、利用者の増加に努めているところで

す。また、図書館のホームページでは、蔵書の検索や予約もできます。

次に、青垣の集客についてですが、お越しになる方が考古学ファンであるか、観光客であるかなどによって、ニーズに違いが出てくると思うのですが、今後、先ほど答弁させていただきましたように、イベント、教室の充実などに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 道の駅のオープンまでの広告に関しましては、道の駅特産品のコンテストやタワラモトンなどの広報活動に努めて、ホームページなどで広告のほうを出しております。

それと、清掃工場の跡地利用の検討委員会につきましては、検討の中で、「ふだんスポーツ等ができる多目的な場所や公園であってほしい。そのような防災公園、それとこれからの田原本町を担っていく若い世代や町民の皆様がどのように思っておられるかを聞く機会を持つような形で、それと隣接する体育館などの施設も含め、活用を考えてほしい。」、「小・中学校の安全教育の中で防災に関する意識を高められるような、体験できるような施設をつくってほしい。」という意見が出されて、そういう意見を参考に、今後活用方針を検討していきたいと思っております。

それと、解体後の地質調査に関しましては、昭和60年より清掃工場は稼働しておりますが、その施工管理図面を参照しますと、建設当時、土質調査を行い、建物の杭基礎や建物本体の地中梁の設置、地下ごみピット施工に伴う掘削工事を深さ1.5mから5.6mの深さまで掘削し、施工された状況と考えられます。現在の道路高並びに田んぼの耕作高から考えますと、ごみは1.4mから1.6mには埋められていたと考えられています。特に清掃工場建設において、建物の地中梁を施工する際には、1.5mの深さの掘削の梁の設置を考えますと、地中の地耐力がないと、地中梁の沈下の発生の要因ともなりかねないため、施工時においては地耐力のある地盤まで掘削されたのではないかと考えております。地耐力のない部分に関しましては、当時の施工業者により除去され、処分されているのではないかと考えております。建設当時、埋設されているごみの問題は、地元説明会で説明を多分行

っていると思います。ゆえに、施工業者や町管理技術者の責任により掘削した残土は再度埋め戻しすることはあり得ないと解釈しておりますので、今現在、清掃工場を解体する予定のところにはごみがないと考えております。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 防災公園の関係で、近隣の市町村からの受け入れというお話があったかと思えます。

現在、まだ、その公園の青写真といえますか、具体的な施設がございませんので、その施設の中に、例えばそういう防災の避難所を設けるかどうかというのはまだ決まっております。ただ、近隣にはやすらぎ体育館もございます。そこは今、避難所になってはございます。それから、今の清掃工場の隣には公園もございますので、そういった施設の活用は今の防災公園でも連携が図られるのかと思われませんが、他市町村の方の避難所としての受け入れは、今のところ、まだ確定はいたしてございませんが、ただし、緊急避難場所というのは、別にどこの市町村の方という制約はございませんので、そういった観点であれば可能かと考えております。

○議長（植田昌孝君） 梶木議員。

○1番（梶木裕文君） 青垣生涯学習センターの図書館は、本当に町内、町外からたくさん利用していただいている図書館となっております。私は取り組みの一つとして、図書館には、図書館の司書とは別に図書館コンシェルジュを置き、来館者の方々に施設周辺の飲食店や古書店情報など、施設の外の情報を発信していくことで、地域の魅力を広く伝えていけるものだと考えております。ぜひ図書館コンシェルジュの設置をご検討していただきたい。

そして、道の駅、唐古・鍵遺跡史跡公園等の施設の価値を上げるにはどうしたらいいか。お客様に継続してご利用いただくためには、そこに行きたいという気持ちになっていただくことが重要です。そして、思い出してもらうことが次につながる重要なことです。公の施設の受け付け窓口には、日々さまざまなお客様がご来館されます。窓口でお客様と接することは、公の運営施設の大切な業務です。行政も民間のようにサービスのプロとしての意識を持ち、きめ細やかなサービスができる行政になっていくことが大切だと考えております。このような業務を民間企業へ委託するなどのお考えはありますか、お聞きいたします。

そして、先ほど産業建設部長から、解体後の地質調査はしなくても大丈夫だと聞いておりますが、私は、本当にここは調査するべきだと思います。特に工場のピットの下は、かなり地質調査が必要だと思います。盛り土するから何も問題ないというのはおかしいと思います。

では、質問いたします。

調査はしなくて、何か今後ここに問題が起こったときは、一体誰が責任をとられるのですか、ご答弁ください。

最後になりますが、ますます今後は情報発信の仕方もたくさん考えていただかなければなりません。奈良県は宣伝下手な県であります。本当に発想の転換が必要です。ほんの少し発想を変えるだけで、町は大きく変わっていきます。ぜひたくさん情報を仕入れていただいて、目的をしっかりと持っていただき、そして、その課題を見つけて、そして、その課題を解決するための計画で進めていただきたいと思います。子どもから高齢者まで、誰もが生き生きとした暮らしを楽しむ町、田原本町になっていくことを願っております。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） ピットの下の問題ですが、ごみピット自体は、先ほども言いましたが、5m60cmの深さぐらいまでの施工図面になっておりました。その中で、5m60cm掘らないといけないという形のものであれば、必ずそのときに埋められた生ごみとか、産業廃棄物的なものは多分その部分に関しては撤去されていたと思います。それと、そこにおけます環境調査につきましては、掘った後にまた行いますので、そういう形で施工する予定でございます。よろしく申し上げます。

○議長（植田昌孝君） 責任の所在はどこにあるかと言っていた。

○産業建設部長（森 博康君） 当初、清掃工場を設置する前に、57年災害のごみを搬入させていただいて、野焼きをさせていただいた経緯がございます。その際に関しましても、役所自体が単独で無理やり持って行って燃やしたのではなくて、地元の同意をいただいた形で燃やしているような状況だったと思いますので、同意をいただいて、その撤去自体もその当時には行っていたのではないのかなと思います。

(「答弁になっていない」と呼ぶ者あり)

○議長(植田昌孝君) 責任をどこがとるのかと言っている。(「ちゃんと行政が責任をとりますと言ったらいいんです」と呼ぶ者あり)(「暫時休憩してください」と呼ぶ者あり)

○議長(植田昌孝君) 暫時休憩します。

午後2時01分 休憩

午後2時02分 再開

○議長(植田昌孝君) 再開します。

産業建設部長。

○産業建設部長(森 博康君) 一応、地元同意をいただいた流れの中で野焼きのほうも行いました。それと清掃工場の稼働自体も行っておりますので、環境調査は行いますが、土質調査のほうは行わないと考えております。

○議長(植田昌孝君) 町長。

○町長(森 章浩君) ご質問いただいている件でございますけれども、現在、その解体工事自体が建物の構造物の撤去と環境調査の2点でございます。地質調査は入っておりません。起債の関係もございますので、今現在はその2点のみと考えております。ただ、解体時に何か出てきた場合は、もちろん書類等も、証拠写真も撮りますし、きちんと地元の方にも見ていただきますので、それは別事業というふうに考えておりますので、出てきたときは別途、事業として考えさせていただこうと考えております。

以上でございます。

○議長(植田昌孝君) 教育部長。

○教育部長(竹島基量君) 図書館コンシェルジュを導入してはどうかのご意見でございます。今後、図書館の運営を進めていく上で、その活用等について情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(植田昌孝君) 以上をもちまして、1番、梶木議員の質問を打ち切ります。

続きまして、13番、松本議員。

(13番 松本美也子君 登壇)

○13番(松本美也子君) 議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり質問をさせていただきます。

1項目といたしまして、誰もが輝けるまちづくりのために。

1、発達障害者支援法の改正を踏まえて、本町の取り組みについてお尋ねをいたします。

発達障害は、脳機能の発達が関係する障害です。人間誰しも得意、不得意があります。発達障害のある人は、得意なこと、不得意なことの差が非常に大きかったり、他の多くの人に比べて違った物事の感じ方や考え方をしたりすることが多く見受けられます。そのために勉強や仕事の理解や進め方、注意の集中や持続の偏り、対人関係のすれ違いなど生活に支障を来しやすいのです。親のしつけや教育の問題ではなく、脳機能の障害によるものだと理解すれば、その行動や態度が自分勝手とか困った人だとの誤解もなくなります。

発達障害の主な特徴として、言葉の発達のおくれ、パターン化した行動、こだわりが見受けられる自閉症。言葉の発達のおくれはないのですが、自閉症と同じ対人関係、社会性の障害、パターン化した行動、興味・関心の偏り等が見受けられるアスペルガー症候群等その他の広汎性発達性障害。集中できなかつたり、多動、多弁などじっとしてられない行動、考えるよりも先に衝動的な行動が見受けられる注意欠陥多動性症候群。全般的な知的発達におくれはないのですが、読む、書く、計算する、推論するなどの能力が極端に苦手な学習障害。このほか多種類の運動チックと1つ以上の音声チック障害で本人の意思に関係なく運動や発声を行ってしまうトゥレット症候群。吃音も発達障害に含まれます。困難や苦手なことは周囲の理解と協力で緩和することも少なくありません。本人の得意な行動や特性を生かした生き方ができるような支援の取り組みが必要です。

発達障害者支援法の一部を改正する法律は、平成28年6月1日に公布され、同年8月1日から施行されたところであります。改正内容の概要の中で、「個人としての尊厳に相応しい日常生活、社会生活を営むことができるように発達障害の早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われることに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにする。」「発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般に

わたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられること無く（社会的障壁の除去）、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資する。」と目的・基本理念（1条、2条の2）が示されています。

国民・事業主等に対しては、「国民は、個々の発達障害の特性等に対する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努める。（国民の義務4条）」「事業主は、発達障害者の能力を正當に評価し、適切な雇用機会の確保、個々の発達障害者の特性に応じた雇用管理を行うことにより雇用の安定を図るよう努める。（就労の支援10条）」「大学及び高等専門学校は、個々の発達障害者の特性に応じ、適切な教育上の配慮をする。（教育8条）」。

求められる市町村の取り組みについては、1、住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知、2、関係部署との連絡体制の構築（個別支援ファイルの活用・普及）、3、早期発見・早期支援（ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニングの推進）、専門的な機関との連携、保健センター等でのアセスメントツールの活用・普及等が挙げられています。

今回の発達障害者支援法改正のうち重要なポイントは、1、発達障害者の支援は社会的障壁を除去するために行う、2、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援、教育、福祉、医療、労働などが緊密に連携、3、司法手続で意思疎通の手段を確保、4、国及び都道府県は就労の定着を支援、5、教育現場において個別支援企画、指導計画の作成を推進、6、支援センターの増設、7、都道府県及び政令市に關係機関による協議会を設置の7つです。その中で一番のポイントは、発達障害者の支援は社会的障壁を除去するために行うという基本理念が追加されたことだと思われています。

発達障害者が社会に適応できるための環境調整を社会の責任として行うという考えです。幼少期から高齢期まで人生のどの時期においても、途切れることなく、よりよく生きていくために社会的な援助が受けられる社会、全ての発達障害当事者にとって大切な権利を法律上担保されたことについては、当事者、保護者にとっても画期的なことだと期待の言葉が寄せられています。附帯決議として、発達障害者やその家族に対する心のケアを含めた相談支援体制の構築や、学校教員への発達障害についての研修実施、障害者手帳についてのあり方の検討等が盛り込まれています。

そこでお尋ねいたします。

- 1、本町の幼稚園、保育所、小・中学校に通う発達障害児・障害者数について。
- 2、幼稚園、保育所、学校教員はじめ学童保育及び幼稚園預かり保育の職員等の発達障害についての研修について。
- 3、発達障害についての町民の認知と理解のための取り組みについて。
- 4、子どもと保護者を対象に乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制について。

以上4点について本町の見解をお聞かせください。

そして、2、移動式赤ちゃんの駅貸し出し事業についてお尋ねをいたします。

町内で開催されるイベント等で保護者が乳幼児とともに安心して参加できるように、乳幼児の授乳やおむつ交換を行うためのスペースとして、移動が可能なテントや折りたたみ式のおむつの交換台、授乳のための椅子等備品一式を移動式赤ちゃんの駅として無料で貸し出す事業です。本町の見解をお聞かせください。

2項目といたしまして、災害に強いまちづくりについて。

1、災害時安否確認ツールとして、大災害時の人命救助及び安否確認、避難所運営が迅速円滑にできるように、1、災害時安否確認お知らせシール、2、避難所カード、3、使用方法が印刷された保管用クリアファイルの3点の配布についてお尋ねをいたします。

災害時安否確認お知らせシールについては、玄関等の目立つ場所に無事だと張っていただき、安否確認が必要な家と必要でない家が容易に判断ができ、隣近所、警察、消防による人命救助活動を可能にするためのシールです。

避難所カードについては、あらかじめ必要事項を記入して、災害時に避難所情報を速やかに把握することができて、円滑に避難所運営を可能にするカードです。町のホームページからのダウンロードも可能に。これは荒川区より引用、参照させていただきました。

以上3点についての本町の見解をお聞かせください。

続きまして、2項目の2として、10月22日、台風21号は、本町においても人的被害はなかったものの、家屋被害として床上浸水10戸、床下浸水46戸（農業倉庫等含む）と報告を受けました。当日は衆議院選挙投票日と重なり、町職員は

じめ地域の自治会長様も投票所に詰めていただいております、連絡体制も計画どおりに
いかなく、近隣のエリアメールが発信されているのに本町が発信されてなかったり、
これ以上自宅にいることに危険を感じ自主避難しようと準備したときには、もう既
に一部地域では家の周りは水路が氾濫して、車も人も通過できない状況になってい
ました。

避難指定場所2カ所においても、本年の6月議会で指定避難場所について質問さ
せていただいたように使用できない状況でした。今回の台風で課題がより明確にな
りました。

ほぼ毎年、災害に強いまちづくりのために質問をさせていただいておりますが、
早急に再考していただきたく、以下6点についてお尋ねをいたします。

- 1、現在の時点で自主防災組織の結成状況について。
- 2、福祉避難所との協議及び防災訓練について。
- 3、避難指定場所の再考及び避難指定場所における備蓄用品の再考と備蓄用品一
覧表の周知徹底について。
- 4、避難に支援が必要な人への連絡体制の徹底について。
- 5、避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令について。
- 6、住民による避難所ごとの訓練についての、以上、本町の見解をお聞かせくだ
さい。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（植田昌孝君） 教育長。

（教育長 植島幹雄君 登壇）

○教育長（植島幹雄君） 13番、松本議員の第1番目、「誰もが輝けるまちづくり
のために」のご質問にお答えいたします。

発達障害者支援法の改正を踏まえてのご質問でございますが、まず、本町の幼稚
園、保育園、小・中学校に通う対象児の人数につきましては、昨年度までに発達障
害であると診断された子どもの人数は、幼稚園が19人、保育園が8人、小学校が
60人、中学校が8人でございます。

次に、職員等への研修についてのお尋ねでございますが、県立教育研究所が開催
する研修会や研修講座への参加を促し、個々の発達障害の特性等に関する理解を深

め、個別の教育ニーズに対応できるよう教員の指導力向上を図っております。

また、各学校内においても、発達障害等特別支援教育に係る研修に取り組んでおりまして、例えば、学校によります特別支援教育コーディネーターや各担任から、発達障害の子どもの状況について定期的に情報を共有し、指導や支援のあり方についての研修、そして在籍する子どもの発達障害について、講師を招きまして講義や演習または疑似体験、そしてロールプレイ等の体験活動などの研修にも取り組んでおります。

さらに、校内の就学指導委員会におきましては、個々のケースへの対応方法について協議したり、個別の教育支援計画、個別の指導計画のあり方や作成方法について共通理解を図ったりするなど、各学校の実情に合わせた研修を意図的、計画的に実施しております。

なお、個別の教育支援計画、個別の指導計画につきましては、今回の法改正においてその作成の推進について規定されており、本町では、個別の教育支援計画や個別の指導計画に係る手引を作成するとともに、発達障害があり小学校へ入学した児童に対しては個別の教育支援計画及び指導計画の作成を行っております。

この取り組みでは、学級担任及び特別支援教育コーディネーターが、手引をもとに奈良県障害者総合支援センターなどの相談機関とも連携しながら計画を作成し、義務教育段階における個々の子どもに応じた切れ目のない適切な指導及び必要な支援を行っております。

今後とも、校内外における研修を意図的、計画的に実施することを通して、教員としての資質向上を図るとともに、その成果を個別の教育支援計画や指導計画の充実に生かし、発達障害のある児童・生徒一人一人の実態に即した適切な指導及び必要な支援を進めるよう指導してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 引き続き、第1番目、「誰もが輝けるまちづくりのために」のご質問にお答えいたします。

町民の認知と理解のための取り組みにつきましては、平成27年度10月号の広

報たわらもとにおきまして、「誰もが安心して暮らせるように、発達障害を考える」というタイトルで特集を4ページにわたり掲載いたしました。内容としましては、発達障害とは何、どんな障害があるのか、どのような支援をしているのか、相談窓口一覧等となっております。今後も、町のホームページや広報たわらもと、国や県の啓発パンフレットなどにより、発達障害を含めた全ての障害について、広く理解を求めるよう啓発していきたいと考えております。

また、住民の障害に対する理解を深めるとともに、障害のある人自らも社会参加の意識を高めるため、9月の障害者雇用支援月間や12月3日から12月9日の障害者週間の周知を図っていききたいと考えております。

次に、切れ目のない支援体制につきましては、乳児期から就学前の乳幼児については、保健センターの発達相談事業として、個別相談による発達相談と、乳幼児が生活する幼稚園、保育園に出向いて行動観察、保育者と相談を行う巡回相談、1歳6カ月児健診後のフォロー教室であるあそびの教室を実施しております。昨年度では発達相談を105人に実施し、うち42人は専門医療機関を受診しています。ほとんどの子どもは保育園や幼稚園で特別支援を受けながら生活していますが、専門療育の必要性がある子どもは、児童発達支援センターや児童発達支援事業所で療育を受けております。

なお、受診については親の同意を得られないケースがあり、現場としては支援につなげられないため対応に苦慮しているところです。

学校在学中の障害のある児童につきましては、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、社会との交流促進、その他必要な支援を行う放課後デイサービス等の利用も増加しております。

学校卒業後について、障害のある人の就業生活における自立を図るための就業面と就業に伴う生活面の支援の相談は、なら東和障害者就業・生活支援センターで、日常生活上の悩みや就労についての支援、発達障害に関する普及啓発、研修に関する相談は、県発達障害支援センターなどが相談窓口となっております。

また、障害福祉サービスの訓練等給付費で、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援や、通常の事業所に雇用されることが困難であって、就労の機会の提供及び生活

活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援A型（雇用契約あり）、また就労継続支援B型（雇用契約なし）などの支援を行っています。

次に、子育てのイベント等で授乳やおむつがえをするためのテントを移動式赤ちゃんの駅として貸し出す事業につきましては、天理市や桜井市等で実施されておりますので、今後、運用方法や利用実績等を調査し、検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 続きますして、第2番目、「災害に強いまちづくりについて」のご質問にお答えいたします。

まず、災害時安否確認シール、避難所カード、保管用クリアファイル3点の配布につきましては、安否確認に有用で、隣近所や警察、消防等による迅速な人命救助活動に役立ち、また、避難所カードは、避難所が避難者を速やかに把握することができ、円滑な避難所運営が可能になるとされており、他団体での導入状況等を含め研究してまいります。

自主防災組織の現在の結成状況は73自治会で、世帯数では約70%でございます。

福祉避難所との協議につきましては、避難所において避難生活の長期化が予測されるときには、あらかじめ協定を締結している町内の福祉避難所5カ所の施設管理者に、被災状況、受け入れ可能人員等を確認の後、福祉避難所を開設することとしております。

なお、要支援者につきましては、その健康状態や特性の把握に努め、避難所から適切な福祉避難所へ移送することとされていることから、移送に利用する車両の確保、移送経路、人員の確保など、円滑な設置と移送が行えるよう確認してまいります。

避難指定場所の再考につきましては、一時避難場所は、洪水等異常な現象が起きたときに迅速に逃げる場所で、これとは別に指定避難所は、災害が発生したときに一定期間滞在して避難生活をする施設です。今後、防災計画の見直しで、洪水や内

水氾濫時における緊急避難場所を明確にしていきたいと思いますと考えております。

また、指定避難所の備蓄品の再考と備蓄品の周知については、年次的に備蓄品を整えております。避難所ごとに備蓄品の状況がわかりやすくなるよう対応してまいります。

避難に支援が必要な人への連絡体制につきましては、避難行動要支援者名簿を活用するほか、民生児童委員、要支援者とかかわりのある事業者、団体、自主防災組織等地域の方々の力をかりて情報伝達を支援することとされておりますが、連絡体制の徹底という視点で、具体的な通信手段については再度検討してまいります。

避難情報の発令につきましては、河川ごとに避難判断水位等が設定されております。水位の上昇傾向や降雨の状況等を勘案し、適切に判断する必要がありますが、避難準備、高齢者等避難開始情報等は、時機を逸せず早目の対応が必要と考えております。

住民による避難所ごとの訓練につきましては、昨年とことし、住民参加型の総合防災訓練で避難所運営ゲームを実施したところです。今後、総合防災訓練時や各避難所単位での実施につきまして、自治会や自主防災組織にご協力を呼びかけてまいりますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 松本議員。

○13番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございました。再度、何点か質問させていただきます。

1項目の発達障害支援法の改正を踏まえての質問の中の2なんですけれども、職員等の研修についてご答弁いただきましたけれども、この中に学童保育及び幼稚園の預かり保育の職員の方々も同様の研修をいただいているのか、再度お尋ねをいたします。

今回の改正において、本町において小学校へ入学した児童に対して個別の教育支援計画及び指導計画の作成を開始して下さっているとご答弁ありましたが、中学校へ入学の生徒についてはどうなのか、再度お尋ねをいたします。

それから、町民の認知と理解のための取り組みなんですけれども、以前、デイジーの図書整備とともに、この27年に私もお願いをしまして、10月号の広報に発

達障害のことをともに記事として掲載をしていただくようお願いをさせていただいて、広報等で周知をしていただきましたが、やはりそれだけではなかなか読んでも理解できないことがございますので、ひとつ提案なんですけれども、心のバリアフリーの推進講座というのが市とか県で設けられているのを聞き及んでおります。これは発達障害だけじゃなくて、身体障害者や知的障害、発達障害、精神障害を理解するポイントなどについて研修を受けていただいて、そして受講者に講座の修了書が交付されるという、一人でも多くの方に参加していただいて、全ての人が疎外感を感じないで暮らせる社会づくりの一助になるように、推進員講座の提案もさせていただきたいと思います。

それと、やっぱり中学校までは、本町においても発達障害の子どもたちにいろんな施策をしていただいて、対応していただいて、取り組みもしていただいておりますが、そこを、中学を卒業してから大人になるまで切れ目ないですけれども、高校、そして大学、またお勤めで、その方が、町民の一人ですけれども、どのように生活をされていくのかということも含めて今回の改正の中で支援をしていくということになっておりますので、今後、このこともきめ細やかに追っていただいて、その方が本当に人生をきちっと生き切れるのかというふうに見ていただきたいと思います。

それと、発達障害の件は、年々人数がふえて、今お聞きしたら100名近くの方が発達障害の症状をお持ちであるということをお聞きしていますので、現場も大変だと思いますが、先生たちも含めて、またさらなる支援をお願いしたいと思います。

多分、県も、国もですけれども、いろんな形でパンフレットや広報があるかと思うんですけれども、やはり現場で教師の方が、その発達障害の子どもたちがいろんな行動を、障害ごとに違いますし、発達障害の重なっている部分もありますし、担当課にお聞きをしますと、本町でそういう障害のある方に応じていろんな研修等をしていただいているようなんですけれども、相談窓口も本当にすぐわかるようなハンドブックというようなものがあれば、こういう子どもの行動に対してこういうふうに対応するほうが望ましいとかいうのも含めて、そういうハンドブックを制作して、教育研究センターも本町の中にありますし、県の教育センターでございますが、そこと連携をしながら、現場の先生が本当に知識を得やすいような状況で、また現場で対応しやすいような、先生たちのリスクも少しでも軽減されるように、そうい

うハンドブックも今後お願いしたい、提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、この移動式赤ちゃんの駅としては、前向きに検討していただけるようなので、期待をしておりますのでよろしくお願いをいたします。

災害安否確認ツールの3点についても、前向きに答弁いただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。これに関しては質問ありません。

最後の6点について、再度お尋ねをさせていただきます。

現在の時点で自主防災組織の結成状況をご答弁いただきました。残りのまだ自主防災組織が整備されていない自治会についてはどういうふうに推進をしていくのか。それと100%完遂するまで何年でという、その取り組みの目標についてもお聞かせ願えればと思います。

福祉避難所との協議及び防災訓練についてでございますが、協議についてはご答弁いただきました。防災訓練についてはご答弁いただけてないようなので、再度お願いいたします。福祉避難所におきましても、福祉避難所独自の防災訓練は必ずされていらっしゃると思いますので、そのときに一緒にさせていただくというのも一つの、もちろん福祉避難所である特別養護老人ホームであったり、老健施設であったりが了解をしていただければそれも可能かなというふうに思いますので、その防災訓練について再度お聞かせをいただきたいと思います。

避難指定場所の再考及び避難指定場所における備蓄用品の再考と備蓄用品一覧表の周知徹底については、今後もお願いしたいと思います。それで避難指定場所、今回の、ここに書いていただいているように、災害が起きてからというふうに、一時避難の場所とこの指定場所の違い、すみ分けを書いていただいているんですけども、今回はその場所も一時避難場所として開設をしていたように思いますし、いずれであっても災害が起きたときにそこに避難してちゃんと機能が果たせるのかということが最も大事なことであります。

今回はほかの議員も午前中に水害に対しての対応も聞かれていたんですけども、水害ももちろん今回起きましたし、そのことでいろんなことも今後検討しなくてはいけないことも明確になりました。ただ水害は予測がつきます。でも地震は全く予測できない状況の災害でありますし、瞬時に減災のための行動が必要になってまい

ります。避難所においても、また再考をお願いしたいと思います。

それと、この避難に支援が必要な人の連絡体制の徹底についてはご答弁いただきました。外国の方もかなり田原本町にお住まいでありますので、その方にも漏れなく連絡体制が徹底できるようにも再度お願いをいたします。

避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の発令については、今回、本当に守られまして、もう少しというところで寺川が氾濫することもなかったのが今に至っていると思うんですけども、あの状況で氾濫していて大災害になったとしたら、今回の避難勧告、避難準備の皆さんへの周知が本当にそれでよかったのかという疑問点も残っております。今後、そういうことにならないように、町民の皆様の財産と人命を守るために再考をお願いしたいと思います。

住民による避難所ごとの訓練でございますが、ぜひともお願いをしたいと思えます。何度も何度も、私、この本会議場でこのことは質問させていただいています。やっと毎年の田原本町の防災訓練が実施されるようになり、その中でそういうふうには、HUGも用いて地域の方が、南小学校であれば南小学校の地域の方に多くおいでいただいて、それに近い訓練をしていただいているんですけども、やっぱり避難所ごとの明確にした訓練が必要だと思えます。

何度もこういう質問をさせていただいていますのは、やはり災害が起こったときに指示待ちではなくて、住民の皆様の方で意識を変えていただいて、8割まで住民の皆様で行動ができるようにしておかないと減災につながらないかと思えますので、その観点からもぜひともこの件についてはよろしくをお願いいたします。ちょっと多岐にわたりましたけれども、ご答弁よろしくをお願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 教育長。

○教育長（植島幹雄君） まず、最初のご質問ですけども、各校の支援員、あるいは預かり保育の支援員、あるいは学童の支援員等についての発達障害についての研修ということでございます。いわゆる各校の支援員というのは、まさしく最前線に立ってくださっている方々ですので、これについては各校の職員と同様の研修を受けていただいているということでございます。

それから、預かり保育につきましては、ちょっと本来とは違う部分がございますので、そういう発達障害に対する研修は、園長による指導がなされているというふ

うに伺っております。

それから、学童につきましては、これはNPOの関係にもなるんですけれども、これについても作業療法士による発達障害に対応する研修も受けていただいているということでございます。

議員おっしゃるとおり、まさしく今、学校現場、非常にこういった子どもたちが多くおまして、先生方は大変なところでございます。ご質問に出ておりましたように、個別の教育支援計画等が最近の義務教育段階では定着しつつありますので、これについては、もう生まれてから今の年齢までのいわゆる医療関係の資料であるとか、こういうときにはこういう対応をすべきであるとか、非常に重要な書類になってまいりますので、それとその在学時の資料である個別の指導計画をあわせまして、それを小・中あたりでは引き継いでもらって情報を共有していただくと。それをしっかり指導してまいりたいと思っております。

高校につきましては、私の経験ですけれども、中学生が高校に入学が決まった場合、入学が決まった後の3月の末ぐらいに中学のほうから担任なり学年主任なりがその合格した高校を訪れまして、いわゆるこの子はこういう子ですというような形で非常に密な連携をとっておりますので、これも大事なことなのかなと考えております。

それから、そういったいろんなケースに対応できる、そういうマニュアルみたいなものをつくられてはどうかということなんですけれども、これもまた教育研究所であったり、そういう専門のセンター等から情報を聞きまして研究してまいりたいと思いますが、先ほど申しましたように、完全にやっぱりこういった発達障害の子は個々の対応がとにかく必要ですので、声をかけていい子と声をかけていけない子という、そんな対応も必要になってきますので、やはり学校現場での情報共有というのを徹底してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 防災の関係で私の所管のところについてご答弁を申し上げます。

まず、自主防災組織の残りのところについてはどういう働きかけをするのかとい

うご質問であろうかと思ひます。

防災組織の結成は、やはり地元自治会の皆さんのご協力がなければなかなか進まないと考えております。町としましては、自主防災組織の活動支援ということで、備蓄品なり、それから避難の経費についても補助金の制度で支援をさせていただいております。それで、自治会のご事情もあろうかと思ひますが、現時点では出前講座等を利用いたしまして、そういうまだ結成を検討されているところにつきましては働きかけをしていくということと、それから防災訓練もございまして、そういったところにも参加をしていただけたらということを考えて今取り組みをいたしております。自助・共助、共助というのも当然防災では行政のみでは対応できませんので、そういったところからもお願いをしてまいりたいと考えております。

それから、避難場所の再考ということでございまして、緊急避難場所と、それから避難所という区分がございまして、今の避難所の15施設につきましては、地震等のときの対応ということもございまして、今後、課題等もあろうかと思ひますので、15の避難所についても精査をしてまいりたいと考えております。

それから、避難のタイミングといひますか、避難の発令のところもございまして、町の防災計画で水害のところに応急避難という項目がございまして、県の役割、それから町の役割ということ、それから住民の方の役割というのを示させていただいております。原則、避難の判断は住民の方がまず行っていただきまして、豪雨等が予想される場合は早目に住民の方に避難を呼びかけるというのは町のまず役割となつてございまして、それで、住民の方につきましては、そういう気象情報などの情報収集に努めていただきまして自ら判断をします。まず、このように、避難には自主避難ということもございまして、町全体の避難というよりも、そういうご自身の周りの危険度にもよりますので、自主避難ということもまず初めにはあるということで、今回も自主避難というのを呼びかけたところもございまして。

それから、避難所への移動の時間、その関係もありますので早目の行動をお願いいたします。

それから、夜間で避難ルートの確保ができない場合や、緊急の場合は2階以上の建物で避難していただくという垂直避難ということも防災計画でお示しをいたしております。そういったことを機会あるごとに広報してまいりたいと考えております。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） まず、1点目なんですけれども、心のバリアフリー研修講座につきましては検討いたします。

2つ目なんですけれども、義務教育終了後の切れ目のない支援ということにつきましては、さらに部におきまして研究してまいりたいと考えております。

福祉避難所の防災訓練なんですけれども、火災想定避難訓練をしているのは把握しているんですけれども、防災訓練ということですので、これはまたご提案いただいたように町と一緒にできるかというところも含めまして、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 松本議員。

○13番（松本美也子君） ありがとうございます。次に質問させていただいたときには、この回答がご答弁いただけるように期待をしておりますし、答弁の中にも書いていただいておりますように、この12月3日は国連で定めた国際障害者デーでありますし、3日から9日までは障害者の基本法に定める障害者週間となっております。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して設定されたものでございます。担当課のさらなる取り組みを期待して、質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、13番、松本議員の質問を打ち切ります。これをもちまして一般質問を打ち切ります。

総括質疑（議第59号より議第71号までの13議案について）

○議長（植田昌孝君） 続きまして、総括質疑を議題といたします。

今期定例会に一括上程いたしました議第59号、平成29年度田原本町一般会計補正予算（第6号）より議第71号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合からの脱退についての13議案について、去る5日に行われました町長の提案理由の説明に対し、総括質疑を許します。

なお、質疑については、念のため申し上げます。会議規則第63条において準用

する第55条の規定により、同一の議題について3回を超えることができません。

質疑ありませんか。11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） それでは、通告に従って質問させていただきます。

まず、議第59号、一般会計補正予算（第6号）について質問します。

私の質問できる部分というのが教育費となっていますので、今回、教育振興費、要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金というのが小学校、中学校で増額補正されています。この中身について、教育振興費の支給単価、今までと変わったのかどうか。また、対象者はどのくらいおられるのか。

そして、ここでは財源は全て繰越金ということで計上されていますが、国庫補助金はないのかということ。そして、この支給時期はいつになるのかと。この3点について答弁を求めます。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） まず、入学学用品費の支給単価でございますが、小学生が4万600円、中学生は4万7,400円でございます。対象者については、小学生が15人、中学生は25人を見込んでおります。

次に、財源につきましては、全て繰越金で国庫補助金はございません。この準要保護に対する就学援助については、三位一体改革により平成17年度より国の補助が廃止され、税源移譲、地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施しております。

次に、支給時期でございますが、ご議決をいただき、この後、1月に小・中学校それぞれの入学予定者全員に入学学用品費の前倒し支給を通知し、2月中旬に申請を締め切り審査を行い、3月中旬に支給する予定でございます。

○11番（吉田容工君） 金額がふえたのかどうかというのも、ちょっと、つけ加えて。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 金額は、小学生が2万470円が先ほど申し上げました4万600円に、中学生が2万3,550円だったものが4万7,400円と、国の補助基準に合わせております。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） そしたら、今の話からしますと、今回の補正は準要保護児

童・生徒に対する補正だけということですよ。要保護の方については国から交付金があるということですのでよいのです。あと、これで3月中旬に支給すると。今年は5月に出したよ、去年7月に出したよと。それが3月になるんですけれども、3月中旬でそのお金の支払いという点では間に合うのかどうか。いろんな準備をされると思いますけれども、その辺は必ず間に合うということによろしいんですか、そこをちょっとお願いします。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） もう少し早く支給できたらいいのですが、先ほど申し上げましたように、今期定例会でご議決をいただき、1月に全員に周知し、申請という手続を経て行いますので、今年度については3月中旬ということで、できましたら今年度の状況を見まして、可能であれば来年度以降は、秋に各小・中学校で開催される入学説明会等でも周知して検討してまいりたいと考えております。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） そもそも、この3月に支給するという目的といいますか、変えると。積極的に、一時的にお金を用立てなくても出せるということが前提だったのかなと思っています。その辺の意向と、今でしたら、先ほどおっしゃったように入学前の説明のときにできたらいいという話なんですけれども、ただ、今からでも、まだ12月ですので、対象者が明らかになっているということになったら、いくらでもやりとりはできると思うんですよ。その点では、この予算はいつ支給するなんて書いていませんので、やはり用立てしなくてもいけるようにしようという意欲さえ教育委員会が持たれたら、議会で予算を通したらすぐできるのだろうと。対応は。すぐ支給できるとは言いませんけれども、今説明いただいた対応の手順を早めていただくということはまだ可能だと思うんですけれども、そういうことで、この支給を、補正予算を立てて支給するという趣旨をもう一度説明してください。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 補正予算を立ててするという趣旨でございますが、この今の予算に上げさせていただいていますように、小学生で60万円、中学生で約120万円の財源が必要となりますので補正予算が必要でございます。

それと、議員おっしゃっていただいている、なるべく早くということでございます。

すが、何分、先ほど申し上げましたように今年度が初めての事業であり、お金の支払いが伴いますので間違いがあってもいけませんので、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 何かわからないんです。本当にこれを有効にしようとしているようには思えない。国が決めたからしょうがないからつき合おうかというような答弁にしか思えませんでしたので、それについては委員会のほうでまた審議されると思いますので、そちらに託したいと思います。

次に、議第63号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正に関する条例について質問をさせていただきます。

これは非常勤の職員の育児休業、育休ですね、取得期間が、今、1年6カ月となっているのを2年にするんだということだと思えますけれども、その点では、今、実際に非常勤職員で育休を取っておられる方が何人おられるのか。また、そういう意向のある方が何人おられるのかということについて答弁を求めたいと思います。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） 非常勤職員で育休を取得している方はおられるのかということにつきましては、今のところ育児休業を取得した非常勤職員はございません。また、現在まで育児休業の取得のご相談があったということについても実績はございません。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 何でないんでしょうか。この辺を公室長はどう考えておられますか。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） なぜないかというのは、調査もしておりませんので確たることは申し上げられませんけれども、年度単位での雇用になっておりますので、制度としてとりにくかった部分があるかとは思いますが。ただ、年度をまたいで引き続き来られるような日々雇用職員さんにつきましては制度が該当しまして、2歳まで特別な事情がある場合は取れるということに今回改正になりますので、今後、ご相談等あれば、しっかりとご説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 次の議題のほうへいかせてもらいます。

議第64号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ということで、一応条例だけ上がっています。毎月の賃金を0.2%上げて、勤勉手当を0.1カ月上げるということが一応主な改正になっていると思います。ところが補正予算には全く財源が上がっていません。その点ではどうされるのか。あと、同時に管理職職員の特別勤務手当も改正されると書かれています。これについても支給対象事例をわかりやすく金額とともに説明願いたい。

そして、最後に、この賃上げをすると本町のラスパイレス指数はどのぐらいになるのかというところもあわせて説明をお願いします。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） まず、給与引き上げ総額と、補正予算に計上されていないが財源はということにつきましてお答え申し上げます。

今回の人事院勧告等による影響額は1,280万円の増を見込んでおります。補正予算に計上されていないが財源はということで、当初予算におきまして人件費を計上した後に早期退職等の退職者が出たこと、また、育児休業、病気休職に係る不用額等が出まして、予算に執行残が見込まれるということで、当初予算での対応が可能であると考えております。

続きまして、管理職員特別勤務手当の支給対象事例と金額をわかりやすくということにつきましては、まず管理職員特別勤務手当ですが、管理職にある職員が臨時または緊急の必要、その他の公務の運営の必要によりまして、週休日、休日、年末年始の休日等に勤務した場合に支給をしているもので、現在は選挙の投開票事務に勤務した場合など、勤務1回につき1万2,000円を超えない範囲で支給しているものでございます。具体的には、部長級1万2,000円、次長級1万1,000円、課長級1万円、主幹は9,000円、課長補佐級8,000円を支給しておりまして、6時間を超える場合につきましては100分の150を乗じた支給額となっております。

今後、選挙の投開票事務や気象警報に係る警戒体制時などの支給が想定される

ところでございます。

そこで、今回の改正では、気象警報に係ります警戒体制時が主として想定される
ところでございますが、平日深夜の午前0時から午前5時までの勤務に係る手当と
して、勤務1回につき6,000円を超えない範囲での支給を追加するものでござ
います。具体的な支給額につきましては規則で定めるものでございますが、今のと
ころ部長・次長級5,000円、課長級4,000円、課長補佐級3,000円を
予定しており、条例改正後、速やかに規則の改正を行う予定でございます。

次に、ラスパイレス指数は幾らになるのかについてでございますが、ラスパイレ
ス指数は、国家公務員の給料と本町職員の給料を比較いたしまして、国を100と
した場合の本町の給与水準を示したものでございますが、比較対象となる国家公務
員の給料月額データが公表されておられませんので試算することはできません。

なお、平成28年度の本町の実績は93.0、県内市町村の平均は95.1、県
内町村平均は93.8、県内の類似団体の平均では97.0となっており、決して
高いという水準ではない状況と考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 今回の人事院勧告で1,280万円ぐらいのお金が要ると。
今回は部長がやめていただきましたし、任期つき職員もやめていただきましたので、
十分賄えるという説明だったのかなと思っているのですが、ちょっと聞きますが、
1,280万で0.2%となりますと、大体6億4,000万ぐらいが人件費なの
かなと推測するんですけども、本町の人件費の総額はどのぐらいになるのか、ち
よっと教えてください。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） 総人件費、すみません、今ちょっと資料をすぐに取り
寄せますので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。申しわけございませ
ん。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） では答弁、後ほどよろしく申し上げます。

先に、議第65号、企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例及

び田原本町企業立地促進条例の一部を改正する条例についての固定資産税のほうについてだけ私が質問できるということですので、質問させていただきます。

今回は法律が変わったということで、ただ、23年から企業立地に対する固定資産税の減免等はやっておられるということですので、平成23年以降の企業立地の促進の対象となった企業数と、固定資産税免除額総額は幾らになるのか、対象企業の地方税納税額総額というのは幾らになるのか教えてください。一応、条文を見てみますと、貸し地の場合でもいけるということになっていますので、貸し地で適用となった事例はあるのかどうか。

さらには、第5条の変更内容と第6条の変更内容がちょっとわかりにくいので説明いただきたいのと、平成29年9月29日から適用すると、条例をつくってさかのぼって適用するというように示されていますので、その理由を示していただきたい。対象地域は今までと同じところなのかなというところもありますので、そこも入れてちょっと答弁をお願いします。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、23年度以降の課税免除の企業数でございますが、8件ございまして、免除額の総額が約5,880万円でございますが、このうち4分の3は交付税で減収補填制度がございますので、実質の減は1,470万円でございます。

また、対象企業の地方税納税総額は約8,910万円でございます。

次に、貸し地で適用になった事例でございますが、貸し地の所有者に対しては土地の課税免除の対象とはなりません。貸し地に設置された家屋及び構築物、フェンス、看板等につきましては課税免除の対象でございます。1件でございます。

それから、第5条の変更内容ということでございますが、第5条につきましては、課税免除の取り消しを期待しているものでございますが、第4号中に「前各号」を「前3号」に変更するものでございまして、これは直前の全ての号を指示する場で、その指示する号が3つ以下のときは「前3号」と、それから4つ以上を指示する場合につきましては「前各号」とするのが法制執務での標準であるため、今回の条例改正に合わせまして変更するもので、内容については変更はございません。

それから、第6条の変更ということでございますが、第6条につきましては、課

税免除の承継を規定しているものであり、「第3条」を「第3条各項」に、また「同条」を「同条各項」に変更するものです。これは、「第3条」には第1項、それから第2項と2つ以上の項があり、その両方を指す場合は「同条各項」とするのが法制執務での標準であるため、今回の条例改正に合わせて変更するもので、これにつきましても内容には変更はございません。

それと、次に、平成29年9月29日からの施行ということですが、課税免除の適用となる奈良県未来投資促進基本計画が平成29年9月29日に国の同意を得たことから、その日に遡及をするものでございます。その対象につきましても町内全域で、これは変更はございません。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 対象は町内全域ですか。例えば、農業振興地域整備計画との整合性を図れとか法律に書いてありますよね。そういう点からすると農振地域というのは外れるのかなと思ったりするんですけども、町内全域。しかも田原本インターチェンジ付近だけに限らずに、どこでするこの事業についても適用できるということなんですか。

それと、これ、さかのぼって適用するということはなぜかなと。固定資産税の免除ですので、固定資産税は、ことしの1月1日現在に持っている方に対して固定資産税がかかるということですので、それが新しく土地を取得する、あるいは建物を取得するということで課税されるようになったら、来年の1月1日時点で取得になるんじゃないかなと思うのです。さかのぼって9月29日から12月末までにかかることが出てくるという可能性があるんですか、教えてください。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 対象地域でございますが、町内の全域というのは変わりません。その中で、今までは集積区域ということがございました。今後、その集積区域が促進区域と変更になりますので、今現在の対象につきましても集積区域となっております。

それから、平成29年9月、これが課税の免除を受ける条件での計画が、奈良県それぞれの市町村で制定をして国の同意を得たということでございます。そこか

ら事業がスタートする。それをもとに各事業で計画をおつくりになるということで、確かに固定資産税につきましては1月1日ということでございますが、その条件になるのが、その計画に基づいた事業者の計画ということでございますので、基準としてはその県の計画が国に同意をされた日をもって基準日とさせていただいたところでございます。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 今回の企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例と企業立地促進条例を、1つの条例に改正する提案をされているんですね。今の説明からすると、企業立地促進条例は9月29日からでもオーケーだと思うんですね。固定資産税の免除は、この議会が終わって承認になって施行日ということなら全く問題ないと思うんですけども、それをわざわざ9月29日にするという理由というのが今なかったように思うんですけども、何かあるんですか。

それともう一つ、集積地域というのをおっしゃいました。それとともに町内全域ということもおっしゃいました。今の説明でいきますと、その1つの条例で適用される地域が2種類あるということになるんじゃないかなと思うのです。そしたら集積地域は全町ですよということになるのかどうか。答弁を重ねるほどややこしくなってくるので、整理して答弁していただきますようよろしくお願いします。

○議長（植田昌孝君） ちょっと時間かかるみたいなので。

○11番（吉田容工君） まだ26分ありますし、まだもう一つある。まだもう一つ残っている。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） 先ほどは申しわけございませんでした。総人件費の金額でございます。おおむね予算ベースで22億円、給料も手当も共済費も入れまして約22億円ということでございます。申しわけございませんでした。

○11番（吉田容工君） 22億の0.2って1,280万なの。

○町長公室長（植田知孝君） いえ、総人件費が22億。給料が0.5%。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） 給料表の引き上げが平均0.2%ということになりますので、給料が約9億円程度ありますので、それが全体で平均0.2%の引き上げ

ということになります。

○11番（吉田容工君） ちょっと、暫時休憩してください。

○議長（植田昌孝君） 暫時休憩します。

午後3時13分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（植田昌孝君） 再開します。

吉田議員。

○11番（吉田容工君） すみません。それでは、議第71号、住宅新築資金等貸付金回収管理組合からの脱退について質問させていただきます。

これは、この前も何か新聞に報道されたみたいなんですけれども、その点ではこの脱退をする理由と、残存債権がどうなるのかという説明をよろしくお願いします。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、脱退の理由につきましては、現在、債権につきましては滞納の2件でございまして、それ以外の償還は平成28年度で完納しておりますので、通常の償還事務は発生をいたしておりません。

それから、滞納のうち1件は、管理組合で連帯保証人に対しまして現在係争中であること、それから、平成32年度からの構成市町村の見直しが検討されておりますので、31年度末現在の構成市町村の構成の年度が31年度末ということもございまして、そこで31年度末をもって脱退をするということでございます。

それから、残存債権の取り扱いということでございますが、現時点で残っている債権が2件と申し上げております。脱退までの約2年でございますが、組合で対応となりますが、脱退後に債権が残っている場合は本町に債権が移管されるものでございます。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 毎年のこの管理組合への支払額といったら年間6万円ぐらいかなと思います。しかも、先ほど部長が答弁あったように1つは裁判で係争中ということで、原告は管理組合だと思うんですね。想定では裁判が結審をして、裁判にも勝ったとして、その判決を債務名義として実施しようと思ったら、やっぱり

それは裁判を申し立てた原告の名前でしないといけないのではないかなと思うわけです。そしたら、今のまま管理組合へ入っておいたら、年間6万か7万ぐらいの支払いで2年、3年、4年いけるのかなと普通は思うんですよ。

ところが、例えば途中での脱退は認められないとかいうことになるのかなという心配もあるんですけども、この前の新聞報道によりますと、今回4つの自治体が抜けるよということが書いてありました。その回収管理組合の負担金もそれによって減るけれども、減った中でやりくりするということが新聞報道では書いてありました。そうすると、新しく組織がえになった管理組合への負担金も、今の田原本町の負担額6万から7万という金額でいけるのではないかなと思うんですね。それで6万から7万というお金で弁護士を雇って裁判をすると、そして弁護士を雇って強制執行するということができるのだったら、そっちのほうが安いんじゃないかなと思うんですね。

強制執行が、もし田原本町という名前でできるようになってできたとしたとしても、弁護士に委託して着手料や成功報酬ということになってきたら、もし全部回収できたら大きな金額になるのではないかなと思うわけです。もし300万全額を払えとなって裁判が出たとしたら、成功報酬はその10%としたら30万という金額になる。そしたら6万ずつ年間払ったら、5年分をそこで賄えるわけですよ。そしたら毎年払っている管理組合の負担金でしているほうが、全体としては安上がりになるんじゃないかなと思うんですけども、その点で、そうじゃないよと、もっと安上がりになりますよという説明をしてもらえませんか、お願いします。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、組合全体の市町村の、今、29年度ベースでの負担金が約4,600万円でございます、そのうち田原本町の負担がおっしゃったように6万円ということでございます。この6万円につきましては、29、30年度はそれぐらいの額だということで、団体数が減った場合にどうなるかというのは、新聞では現状よりも少なくするという方向性が示されておりますけれども、具体的に私どものほうにも情報というのは参っておりません。確かに6万円がどうかというところもあるんでしょうけれども、まずは、今、高裁で係争中でございます、脱退までの期間というのもおおむね2年弱ありますので、その中では、今、原告が

組合でございますので、組合のほうの対応でございます。その後、その期間を過ぎました後でまだ係争中であれば、本町がその訴訟を承継するわけでございますが、そのタイミングではおっしゃっているように弁護士も本町のほうで雇わなければいけないということがございます。

それから、また、判決が出ても、強制執行ということであれば、また別に差し押さえ等の強制執行には当然訴訟が必要でございますが、その訴訟をどこがするのかという論点はあるんでしょうが、2年の間で、現在のスケジュールでいきますと管理組合で対応がされるという認識がございまして、経費というところは今の体制で組合のほうでその処理が進むと考えております。

○11番（吉田容工君） もう一回いけますか。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 不思議なことをおっしゃるのは、管理組合が新しくなったときの分担金については、報道はこうだけれどもわかりませんという話ですね。あと、管理組合が移行するまでに裁判も終わって強制執行も終わるだろうという見込みだけはあるみたいなんですけれども、何でかなという、そこら辺のところの自信がわかりません。

私が聞いたのは、言ってみたら、これに入っていることの、新聞報道は費用対効果で4市町村組合脱退へと書いてあるわけです。費用対効果でね。費用対効果で本当に出たほうがいいかという数字が示されてないんですね、今。費用対効果という判断をしたわけでしょう。費用対効果ということはこういうことですよと。それは、今の話からすると、この2年の間に裁判が終わって、全て終わるという大前提でされていて、それよりも長引くというようなことは考えておられない。もし長引いたとしたら費用対効果はどうなるんですか、お教えてください。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 今、脱退をするのか、継続加入をするのかというタイミングが、まずは判断の一つでございます。脱退をする前の2年前に申し出をすれば脱退ができるということでございます。これがなければ別にその裁判の結果が出た後で判断ということもあるわけなんですけれども、今、286条の2項につきましては、組合脱退については2年前に予告するということがありますので、そこが今、

各市町村でどうしようかと。32年度からの新たな枠組みということでもありますので、そこが今、32年度以降をどうするかというところでの判断でございます。

組合事務といたしましては、通常の償還が残る団体もまだございます。今、債権が返ってきて、自分の団体でそういう償還の事務を行うというところも当然あるわけで、そういったところはお残りになる理由の一つだろうと考えておりますが、私どものほうは、通常の償還はもう終わっております、残りの2件の滞納ということの債権を、今後、32年度以降、組合で処理をしていただくのに加入をするのかというところが一つの判断で、決してといいますか、単純に6万をずっと続けていくというのがどうかという視点というのはあまりございません。

○11番（吉田容工君） いえいえ、私聞いたのは費用対効果の数字を示してくださいと言ったんです。費用対効果で脱退するというのだったら、費用対効果でこういう数字が出ますので脱退しますという話をしてもらってよろしいですか。

○総務部長（持田尚顕君） ちょっと、費用対効果については、多分新聞の記事かなとは思いますが、負担の大きな団体もございまして、私どもは6万でございまして、それをひとくくりに、新聞の報道がどうかというところはあると思うんですが、当然、負担金が数百万の団体もございまして、そういう団体はそういうところをお考えになっているのかということだと思います。

○11番（吉田容工君） なら、うちは費用対効果じゃないのですか。脱退の理由はそう書いてあるからどうですかと聞いているんですよ。それは費用対効果じゃないんですね。

○総務部長（持田尚顕君） 負担金が6万というところをどう埋めるかということですが、債権が残るか、残らないかということもありますが、通常の償還業務につきましては業務が終わっておりますので、費用対効果で組合に残るかどうかというところの判断だと考えております。負担金というものが生じるわけでございますので、6万が安いのかどうかという観点ではございません。

○議長（植田昌孝君） よろしいですか。

○11番（吉田容工君） はい。

○議長（植田昌孝君） ほかにありませんか。

○11番（吉田容工君） 答弁が残っています。

○総務部長（持田尚顕君） 失礼いたしました。先ほどの企業立地の関係でございます。対象地域につきましては、今の条例と新たな条例も町内全域ということは変更がございませんで、ただ、企業立地において全て町内で建てられるかどうかという議論がございますので、対象は町内全域というのは変わらないんですが、そこで建設が、建築が可能かどうかというところはそういう制限はありますが、あくまでも税の条例上は町内全域ということになっております。

○11番（吉田容工君） それだったら集積地域という縛りはないということですね。条例上は縛りなしですね。明確な答弁してくださいよ。2つの基準は要らないと言っているんですけども。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 税条例の中では、あくまでも建築基準、建築ができるかどうかという論点は別にいたしまして、対象地域としては町内の全域を対象地域としているというところでございます。

○11番（吉田容工君） ということは対象地域が集積地域ですね。町内全域ですよ。そうですね。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） そのように理解をいたしております。

○議長（植田昌孝君） ほかありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） それでは、以上をもちまして総括質疑を打ち切ります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これにて散会いたします。ありがとうございました。

午後3時29分 散会